提　言　書

令和２年９月

長崎県市長会

長崎県内１３市の市政推進につきましては、かねてより格別の御高配と御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、本県においても、様々な分野で新型コロナウイルスの影響を受けているところです。

そのような中、県内各市においては、行財政改革に懸命に取り組みながら、「新しい生活様式」や複雑多様化する住民のニーズに的確に応え、個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図っているところでございます。

しかしながら、地方自治体を取り巻く行財政環境は年々厳しさの度を増してきております。

新型コロナウイルス感染症や人口減少・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、国と地方が一体となって取り組み、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくためには、地方創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施していく必要がございます。

つきましては、復興・防災対策、日本経済の再生、災害に強く活力ある国土・地域づくりの推進等の諸課題もあり、大変厳しい行財政運営の状況下ではございますが、住民に身近な行政を担う基礎自治体の事情を十分に御賢察いただき、政府予算の編成等にあたりましては、次の事項について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和２年９月

長崎県市長会
会長　田　上　富　久

長　崎　県　市　長　会

長崎市長	田　上　富　久
佐世保市長	朝　長　則　男
島原市長	古　川　隆三郎
諫早市長	宮　本　明　雄
大村市長	園　田　裕　史
平戸市長	黒　田　成　彦
松浦市長	友　田　吉　泰
対馬市長	比田勝　尚　喜
壱岐市長	白　川　博　一
五島市長	野　口　市太郎
西海市長	杉　澤　泰　彦
雲仙市長	金　澤　秀三郎
南島原市長	松　本　政　博

長崎県市長会提言事項提出先一覧表

提言事項 ＼ 提出先		内閣総理大臣	内閣官房長官	内閣府特命担当大臣	総務大臣	法務大臣	外務大臣	財務大臣	文部科学大臣	厚生労働大臣	農林水産大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	環境大臣
1	新型コロナウイルス感染症対策に関する提言													
	1 医療提供体制の確保について	○	○	○	○			○		○				
	2 保健所の体制強化について	○	○	○	○			○		○				
	3 クルーズ船等の対応について	○	○	○	○			○		○			○	
	4 東京一極集中の是正と地方の活性化について	○	○	○	○			○				○		
	5 地方財源の確保について	○	○	○	○			○						
	6 公共交通事業者等への支援救済について	○	○	○	○			○				○	○	
2	都市財政の拡充強化に関する提言													
	1 都市財政の充実強化について	○	○		○			○	○				○	
	2 地方創生の実現に向けた財政支援措置の充実について	○	○	○				○						
	3 条件不利地域における超高速ブロードバンド整備の実現について	○	○		○			○						
	4 地方消費者行政の拡充への支援等について	○	○	○	○			○						
	5 国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について	○	○		○			○						
	6 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について	○	○		○			○						○
	7 公共下水道への財政措置の拡大について	○	○		○			○					○	
	8 廃棄物処理対策の強化について	○	○		○			○				○		○
	9 海岸漂着物対策の財政支援措置について	○	○		○		○	○						○
	10 治水事業に対する財政措置等について	○	○		○			○					○	
	11 地方バス路線維持対策について	○	○		○			○					○	
	12 水道事業に対する財政措置の強化について	○	○		○			○		○				
	13 急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について	○	○		○			○					○	
	14 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について	○	○		○			○					○	
	15 離島航空路線の維持について	○	○		○			○					○	
	16 離島地域における燃油コスト等の格差是正について	○	○		○			○					○	
	17 半島航路の維持・確保について	○	○		○			○					○	
	18 社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について	○	○		○			○		○				
	19 世界遺産に係る財政支援措置について	○	○		○			○	○					
	20 市街地再開発事業に対する財政支援措置について	○	○		○			○					○	
	21 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について	○	○		○			○						
	22 現行過疎法期限終了後の新たな制度の創設について	○	○		○			○						
	23 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について	○	○		○			○					○	
	24 離島振興に係る財政支援措置について	○	○		○			○						
	25 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の期間撤廃について	○	○		○			○					○	
	26 住宅・建築物のアスベスト改修事業の継続について	○	○		○			○					○	○
	27 石綿含有仕上塗材の調査及び除去に対する助成制度の創設等について	○	○		○			○					○	○
	28 ふるさと納税に係る返礼品について	○	○		○			○						
	29 国土強靭化対策の推進について	○	○		○			○						
	30 緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費の継続について	○	○		○			○						
	31 小中学校等におけるICT環境整備に係る財政支援について	○	○		○			○	○					

長崎県市長会提言事項提出先一覧表

提言事項	提出先	内閣総理大臣	内閣官房長官	内閣府特命担当大臣	総務大臣	法務大臣	外務大臣	財務大臣	文部科学大臣	厚生労働大臣	農林水産大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	環境大臣
3	国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言													
	1 医療保険制度改革について	○	○		○			○		○				
	2 当面の措置及び制度運営について	○	○		○			○		○				
	3 特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて	○	○		○			○		○				
4	地域医療保健の充実強化に関する提言													
	1 地域医療における医師確保対策等について	○	○		○			○	○	○				
5	福祉施策の充実強化に関する提言													
	1 保健福祉施策等の充実強化について	○	○		○			○	○	○				
	2 障害者福祉施策の充実強化について	○	○		○			○		○				
	3 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について	○	○		○			○		○				
	4 在宅福祉事業費補助金における補助対象老人クラブの会員数の基準緩和について	○	○		○			○		○				
	5 民生委員・児童委員の担い手の確保について	○	○		○			○		○				
6	介護保険制度等に関する提言													
	1 第１号被保険者の保険料について	○	○		○			○		○				
	2 介護従事者の人材確保について	○	○		○			○		○				
7	生活環境の保全・整備等の充実に関する提言													
	1 九州大学地震火山観測研究センターにおける雲仙岳の火山監視･観測･研究体制の充実強化について	○	○		○			○	○					
8	九州新幹線等の整備促進に関する提言													
	1 九州新幹線西九州ルートの着実な整備について	○	○		○			○					○	
	2 県下幹線鉄道の整備改善について	○	○		○			○					○	
	3 地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について	○	○		○			○					○	
9	高速道路網等の整備促進に関する提言													
	1 道路整備の安定的財源確保について	○	○		○			○					○	
	2 道路網の整備について	○	○		○			○					○	
	3 道路事業における補助制度の拡充について	○	○		○			○					○	
	4 社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の緩和について	○	○		○			○					○	
	5 地方における無電柱化事業の促進について	○	○		○			○					○	
	6 港湾の整備促進について	○	○		○			○					○	
	7 公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料の免除制度の拡充について	○	○		○			○					○	
10	農林水産業の振興に関する提言													
	1 農業の振興対策について	○	○		○			○			○			
	2 水産業の振興対策について	○	○		○			○			○			
11	地域経済の活性化に関する提言													
	1 地域経済牽引事業への支援措置について	○	○		○			○				○		
	2 九州地方整備局雲仙復興事務所による雲仙普賢岳溶岩ドームの崩壊影響に関する技術的検討の実施と同事務所の存続について	○	○		○			○					○	
12	地方自治体の円滑な行政運営に関する提言													
	1 「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知の徹底について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供について	○	○		○									

国への提言事項目次

第１　新型コロナウイルス感染症対策に関する提言 ----------Ｐ 1
　１　医療提供体制の確保について ----------Ｐ 1
　２　保健所の体制強化について ----------Ｐ 1
　３　クルーズ船等の対応について ----------Ｐ 2
　４　東京一極集中の是正と地方の活性化について ----------Ｐ 2
　５　地方財源の確保について ----------Ｐ 3
　６　公共交通事業者等への支援救済について ----------Ｐ 3
第２　都市財政の拡充強化に関する提言 ----------Ｐ 4
　１　都市財政の充実強化について ----------Ｐ 4
　２　地方創生の実現に向けた財政支援措置の充実について ----------Ｐ 7
　３　条件不利地域における超高速ブロードバンド整備の実現について ----------Ｐ 7
　４　地方消費者行政の拡充への支援等について ----------Ｐ 8
　５　国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について ----------Ｐ 8
　６　浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について ----------Ｐ 8
　７　公共下水道への財政措置の拡大について ----------Ｐ 9
　８　廃棄物処理対策の強化について ----------Ｐ10
　９　海岸漂着物対策の財政支援措置について ----------Ｐ12
　10　治水事業に対する財政措置等について ----------Ｐ12
　11　地方バス路線維持対策について----------Ｐ13
　12　水道事業に対する財政措置の強化について ----------Ｐ13
　13　急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について ----------Ｐ14
　14　離島航路事業に対する財政支援の拡充等について ----------Ｐ14
　15　離島航空路線の維持について ----------Ｐ15
　16　離島地域における燃油コスト等の格差是正について----------Ｐ15
　17　半島航路の維持・確保について----------Ｐ16
　18　社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について ----------Ｐ17
　19　世界遺産に係る財政支援措置について ----------Ｐ18
　20　市街地再開発事業に対する財政支援措置について ----------Ｐ19
　21　大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について --------Ｐ19
　22　現行過疎法期限終了後の新たな制度の創設について ----------Ｐ19
　23　公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について ----------Ｐ20
　24　離島振興に係る財政支援措置について ----------Ｐ21
　25　公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の期間撤廃について ------Ｐ21
　26　住宅・建築物のアスベスト改修事業の継続について ----------Ｐ22
　27　石綿含有仕上塗材の調査及び除去に対する助成制度の創設等について ---------Ｐ22
　28　ふるさと納税に係る返礼品について ----------Ｐ22
　29　国土強靭化対策の推進について ----------Ｐ22
　30　緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費の継続について ----Ｐ23
　31　小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について ----------Ｐ23

第３　国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言 ----------Ｐ45
１　医療保険制度改革について ----------Ｐ45
２　当面の措置及び制度運営について ----------Ｐ46
３　特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて ----------Ｐ46
第４　地域医療保健の充実強化に関する提言 ----------Ｐ48
１　地域医療における医師確保対策等について ----------Ｐ48
第５　福祉施策の充実強化に関する提言 ----------Ｐ51
１　保健福祉施策等の充実強化について ----------Ｐ51
２　障害者福祉施策の充実強化について ----------Ｐ52
３　放課後児童クラブに係る財政支援の充実について ----------Ｐ52
４　在宅福祉事業費補助金における補助対象老人クラブの
会員数の基準緩和について ----------Ｐ52
５　民生委員・児童委員の担い手の確保について ----------Ｐ53
第６　介護保険制度等に関する提言 ----------Ｐ56
１　第１号被保険者の保険料について ----------Ｐ56
２　介護従事者の人材確保について ----------Ｐ56
第７　生活環境の保全・整備等の充実に関する提言 ----------Ｐ58
１　九州大学地震火山観測研究センターにおける雲仙岳の
火山監視・観測・研究体制の充実強化について----------Ｐ58
第８　九州新幹線等の整備促進に関する提言 ----------Ｐ59
１　九州新幹線西九州ルートの着実な整備について ----------Ｐ59
２　県下幹線鉄道の整備改善について ----------Ｐ60
３　地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について ----------Ｐ60
第９　高速道路網等の整備促進に関する提言 ----------Ｐ62
１　道路整備の安定的財源確保について ----------Ｐ62
２　道路網の整備について ----------Ｐ62
３　道路事業における補助制度の拡充について ----------Ｐ64
４　社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の
緩和について ----------Ｐ64
５　地方における無電柱化事業の促進について ----------Ｐ65
６　港湾の整備促進について ----------Ｐ65
７　公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の
交付手数料の免除制度の拡充について ----------Ｐ65
第10　農林水産業の振興に関する提言 ----------Ｐ74
１　農業の振興対策について ----------Ｐ74
２　水産業の振興対策について ----------Ｐ75
第11　地域経済の活性化に関する提言 ----------Ｐ79
１　地域経済牽引事業への支援措置について----------Ｐ79
２　九州地方整備局雲仙復興事務所による雲仙普賢岳溶岩ドームの崩壊
影響に関する技術的検討の実施と同事務所の存続について----------Ｐ79
第12　地方自治体の円滑な行政運営に関する提言 ----------Ｐ81
１　「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知の徹底について ---------Ｐ81
２　自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供について----------Ｐ81

第１　新型コロナウイルス感染症対策に関する提言

新型コロナウイルス感染症によって、国民生活及び経済活動に甚大な被害が生じている。

新型コロナウイルス感染症が完全に収束していない状況下にあり、第２・第３波に備え、国と地方自治体が強力に結束した対応を図っていくため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

１．医療提供体制の確保について

（１）医療機関がマスク、アルコール消毒液、防護服などの医療用物資や人工呼吸器等の医療用資機材を十分に確保できるよう、安定的な供給体制を構築すること。

（２）新型コロナウイルス感染症患者の受入医療機関においては、患者数の増加に備えた受入体制確保のために人的・物的資源を充当する必要があることから、一般患者の入院制限や手術制限などの対応が生じ、また、他の医療機関においても、受診抑制などの影響により、本来確保できるはずの収益が得られない状況となっている。地域の医療提供体制に深刻な影響が出ないよう、十分な財政措置を講じること。

２．保健所の体制強化について

保健所は住民生活と健康を守る公衆衛生の拠点であり、特に感染症の拡大期においては、各行政機関、地域の医師会、関係医療機関との協力体制を堅持する上でも中心となる重要な機関であることから、次の事項について特段の措置を講じるよう要請する。

（１）新型コロナウイルス感染症対策に関する業務の増大により、保健所が機能不全に陥らないよう関係機関との人的支援を含めた協力体制を構築すること。

（２）感染拡大に備え、保健師や臨床検査技師の増員などにより、体制を強化できるよう財政支援の拡充を図ること。

（３）ＰＣＲ検査の充実をはじめ試薬や検査機器など感染拡大防止対策に必要な資機材の安定的な調達・供給を図るとともに、検査に係る人材を確保するなど、検査体制強化のためのソフト・ハード両面での財政面を含めた支援の強化を図ること。

３．クルーズ船等の対応について

令和 2 年 4 月 20 日に乗員の新型コロナウイルス感染症への感染が確認され、その後クラスターが発生した外国籍クルーズ船「コスタ・アトランチカ号」への対応については、市中で発生したケースと同様、外国人旅行者として扱うこととなり、第一義的には入港した都市の管轄の保健所が対応しているところである。

しかしながら、船籍に関わらず大型クルーズ船の乗員、乗客は、数千人にもなり、ひとたび船内で集団感染が発生すれば、マンパワーが限られる地域の保健所では対応が困難であると思慮される。

また、クルーズ船に限らず、外国船籍の船においても、同様の事態が想定される。

検査費用及び入院患者の医療費についても、感染症法に基づき、地元自治体が費用の一部を負担することとなり、交付税措置はあるもののかなりの財政負担を強いられる。

よって、検疫法による検疫を終え入港した外国籍クルーズ船等において感染症の集団感染が発生した場合の対応及び費用負担について、国が責任を持って対応するよう必要な法整備や体制整備を行うこと。

４．東京一極集中の是正と地方の活性化について

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、我が国の課題やリスクが改めて浮き彫りとなった。

特に、大都市において人口密度が高く、集住して日常活動を行うことのリスクや、経済機能等の国の中枢機能が一極に集中していることのリスクが改めて認識されている。

一方、今回の感染症拡大に伴い、人の移動に制約があった中で、テレワークなどのリモートサービスの活用・定着が進み始めたことは、国民の意識変化につながっており、今回の経験を契機に、働き方を変えたり地方移住を前向きに考えるという気運が増している。

このことは、東京一極集中の是正と地方の活性化から見ればチャンスであることから、ポストコロナを見据え、都市部の企業や人の地方への動きを加速させるため、地方移住、企業の地方移転及び地場企業の育成に係る施策を一層強化し、併せて、地方の取り組みを推進するための地方創生推進交付金をはじめとして関連予算を確保・充実すること。

５．地方財源の確保について

（１）令和３年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国、地方を通じて、極めて厳しい財政状況となることが見込まれる中、社会保障関係経費など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。

（２）令和２年度の税収見通しは、感染症拡大の影響により減少することが想定され、個別の自治体ごとでも、推計基準税額と課税実績額との間に大きな乖離が生じることが想定されるため、減収補てん債の対象税目を拡大すること。

６．公共交通事業者等への支援救済について

新型コロナウイルス感染症の全国規模の拡大に伴い、国においては、令和２年４月７日付で「緊急事態宣言」が発出され、様々な業種や規模の事業者に対する営業自粛や休止等の要請に加え、市民の生活においても、不要不急の外出や都道府県をまたいだ移動等の自粛が促されたところである。

そのような中にあっても、公共交通事業者は市民生活や経済活動において不可欠となる移動手段を確保する必要があり、継続的な公共交通網の運営が求められている。

このため、各公共交通事業者においては、利用者の著しい減少により、経営環境が急速に悪化しており、また、宣言解除後もコロナ禍前の常態に戻っておらず、安定的な公共交通の持続化が懸念され、宿泊施設や観光交流施設等にも、多大な影響を及ぼしているところである。

公共交通機関は国民の日常生活と地域経済を支える重要なインフラであり、また宿泊施設や観光交流施設等においても、経済の活性化に欠かすことができないことから、将来にわたって持続確保するため、公共交通事業者等の現状を鑑みた支援救済制度を講ずること。

第２　都市財政の拡充強化に関する提言

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

１．都市財政の充実強化について

（１）地方税財源の充実強化について

①　都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを持続的に行うとともに、人口減少を踏まえた地方創生に積極的に取り組むため、地方が担う事務と責任に見合う一般財源を充実確保する観点から、偏在性の少ない地方税体系を構築すること。

②　地方法人課税の偏在是正については、地方法人税の引き上げ及び法人住民税法人税割の税率引き下げによる効果の十分な検証を行うとともに、地方法人課税の偏在是正措置による財源を効果的に活用すること。

また、地方税制の改正に際しては、地方自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、平成２７年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、速やかに改め、国において補填すること。

③　ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その現行制度を堅持すること。

④　固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図ること。

また、平成 30 年度税制改正において創設された特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い２年間の延長及び対象資産の拡充が検討されているところであるが、今後、これを除く新たな特例措置を設けないこと。

（資料 2-1 参照）

（２）一般財源の総額確保等について

① 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

また、地方交付税総額の算出基礎となる令和２年度の地方財政計画について、地方法人課税の偏在是正に係る経費や防災・減災・国土強靭化のための事業費が確保されている。

引き続き、地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方税収や経済動向を踏まえた上で、必要な一般財源総額の安定的確保を図ること。

特に、全国市長会において、「ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する研究会」から、都市自治体の基幹税の充実を通じて、国民健康保険や介護保険、障がい者福祉などの対人社会サービスや、人づくり・教育に関する分野の財源を確保するよう提言がなされていることから、所要の一般財源について確保を図ること。

② 地方交付税の財源不足額への対応として発行している臨時財政対策債は、令和２年度の地方財政計画においては約３．１兆円となっており、地方への負担転嫁や負担の後年度への先送りにつながっていることとなる。

恒常的に生じている財源不足額への対応については、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げなどにより所要額を確保すること。

③ 地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとすること。

また、令和３年度の算定から令和２年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正を拡充されているが、継続的かつ急激な人口減少に直面している実態を踏まえ、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。

（３）国庫補助負担金の見直し等について

① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増加する社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。

② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。

③ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

（４）施設整備事業に対する財政措置等について

義務教育施設等、住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設については、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化に取り組んでいるところであるが、各自治体の財政規模も考慮しつつ、事業の円滑な執行が確保され、健全な財政運営が可能となるよう、十分な財政支援措置を講じること。

特に、義務教育施設については、各自治体が計画する全ての事業が実施できるよう、必要な財源及び国庫負担等の事業量を確実に確保するとともに、実態に応じた建設物価を反映した単価設定を行うこと。

また、施設の廃止、統合などの再編を進めるため、不要となった公共施設の除却に係る地方債について、元利償還金に対する交付税措置を講じるとともに、財産処分基準の一層の弾力化を行うこと。

２．方創生の実現に向けた財政支援措置の充実について

国の地方創生に関する地方への財政支援については、令和２年度地方財政計画に、まち・ひと・しごと創生事業費が令和元年度に引き続き１兆円確保されたところであるが、令和３年度以降も確保すること。

令和２年度の地方創生推進交付金について、令和元年度と同額の１，０００億円を確保した上で、未来技術を活用した新たな社会システムづくりへの支援の新設や、移住支援事業の要件緩和を行ったことは、地方創生の深化に資するものである。

国においては、引き続き、地方が主体的かつ安定的に取組みが行えるよう、弾力的な取扱いを行うとともに、交付金申請に関する事務手続きについてできる限り簡素化すること。

また、地方創生の推進に向けた地域拠点づくりについて、継続的な国の支援が必要不可欠であることから、地方創生拠点整備交付金による支援を安定的・継続的に実施するとともに、複数年度にわたる施設整備事業の円滑化に引き続き取り組むなど、弾力的な運用を図ること。

さらに、少子化対策などの人口減少対策については、ソフト・ハード両面において中長期的な観点からの総合的な取組みが必要であることから、国の支援措置についても単年度ではなく継続的な支援を講じること。

３．条件不利地域における超高速ブロードバンド整備の実現について

スマートフォン等の普及により、無線による高速通信サービスも提供され始めており、今後、新たな無線技術を用いたより高速なサービスの提供も見込まれる。すべての世帯で超高速ブロードバンドが利用可能となるよう、条件不利地域における超高速ブロードバンド整備について、国の令和２年度第２次補正予算で財政措置が行われたところであるが、引き続き、有線・無線を問わず民間通信業者による基盤整備を促進する財政及び技術的な支援措置並びに整備後の維持管理に対する支援措置の拡充を図ること。

４．地方消費者行政の拡充への支援等について

（１）消費生活相談員の育成及び消費者被害防止対策について

地方においては、消費者安全法に定める専門の資格を有する消費生活相談員（みなし合格者を含む。）が少なく、消費生活相談員の確保が困難な状況であることから、相談員の確保と育成に向けた地方での講習や試験の実施等について対策を講じること。

併せて、 地方消費者行政推進交付金が逐次活用期限を迎える中、平成30年度から導入された地方消費者行政強化交付金については、対象となる事業が限定されており、補助率も２分の１以内で地方の負担が発生しているため、地域の実情にあわせた事業の実施が難しくなることから全額補助とし、交付金対象事業として各々の地方公共団体が実施する重要な事業についても対象とすること。

（資料 2-2 参照）

５．国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について

（１）地方自治体負担経費の財政措置について

地方自治体が実施する国民保護のための措置に係る費用については、原則として国の負担とされているが､地方自治体の負担とされる職員の給与、管理及び行政事務の執行に要する費用等についても、国の責任において必要な財政措置を講じること。

また、有事に備えて、資機材の整備や、国、都道府県、市町村、関係機関が連携した訓練を継続するとともに、自治体独自の訓練の実施等に要する経費についても、原則、国の負担とすること。

（２）ＮＢＣ（核・生物・化学）攻撃に対する対応策の整備について

ＮＢＣ（核・生物・化学）攻撃による被害想定及びこれに基づく対応策について、国の責任において十分な研究を行い、早期に示すとともに、資機材や特殊な薬品等の適切な備蓄、調達体制を早急に整備すること。

６．浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について

浄化槽設置にかかる市民の費用負担を軽減し、浄化槽の普及を図るため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備に係る財政措置の拡充を強く要請する。

また、浄化槽維持管理費に関しても下水道使用料との差があり、不公平が生じていることから、適正な浄化槽維持管理を実施してもらうための維持管理費に対する財政措置の制度を創設すること。

（資料 2-3 参照）

７．公共下水道への財政措置の拡大について

（１）公共下水道事業への財源確保について

下水道事業を計画的、継続的に遂行するためには、多額の財源が必要であることから、財政的な支援を図るとともに、特に、施設の耐震化や老朽化に伴う改築・更新事業に対する「防災・安全交付金」の予算額を確保すること。

（２）下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金の効果促進事業では、加入促進事業等への充当が可能とされているが、普及率が低い自治体においては施設整備を優先する必要があり、また普及が進んだ自治体においても、施設の耐震化や改築・更新が必要となるため、加入促進に対する財源を確保することが困難であることから、接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じること。

（資料 2-4 参照）

（３）下水道事業に係る現行の国庫補助制度の堅持について

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において、下水道事業に係る現行の国庫補助制度について、水道事業の補助制度等を参考に見直しの議論がなされ 、平成 29 年 12 月 22 日、国土交通省から下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等の事業については重点化の方針が示された。下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を受けもつ、極めて公共性の高い社会資本であることから下水道法においても明確に施設の設置そして改築に対して、国が地方公共団体に補助できるとされており、その国庫補助金は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されている。

また、平成５年度には下水道事業を含む公共事業に係る補助率等が閣議了解で恒久化されており、下水道事業を実施する地方公共団体は、恒久化された補助率の下での国庫補助制度を前提とし、下水道の管理運営を行っている。

こうした下水道の特性を鑑み、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、現行の国庫補助制度を堅持すること。

８．廃棄物処理対策の強化について

（１）廃棄物処理施設等について

① 旧焼却施設は、老朽化が進むことにより倒壊や環境汚染の恐れが高まることから、早急な解体撤去が必要である。施設の解体撤去工事は多額の費用を要するが、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない工事は国の循環型社会形成推進交付金の対象とはならないことから、厳しい財政状況の中、市単独事業として実施が困難であるのが現状である。

今後、特に市町村合併により廃止した旧焼却施設の老朽化がさらに進むなど、環境汚染のリスクが高まることから、早急な解体撤去を行うことができるようにするため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とすること。

また、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

② 一般廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に対する循環型社会形成推進交付金の交付要件は、二酸化炭素排出削減をするものに限定されており、延命化や施設の機能回復のための基幹的設備改良については交付の対象となっていない。

また、特にマテリアルリサイクル推進施設は、循環型社会の形成及び推進をしていくうえで重要な施設であることから、施設の延命化等の基幹的設備改良についても交付要件を緩和し財政措置の対象とすること。

③ 多額の建設費用を要する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金が事業費に応じた要望額どおり交付されなければ、厳しい財政状況の中、適正な廃棄物処理事業の遂行が困難になる可能性がある。また、施設建設に対する地元住民との合意について、多大な時間と労力を要しているが、予算額の不足により施設建設の遅れなどが生じることになれば、信頼を損なう恐れがあり、それがひいては市民生活に影響を及ぼす懸念がある。

一般廃棄物処理施設の建設等を適切に進め、一般廃棄物処理事業の計画的な実施が可能となるよう、予算確保を図り、循環型社会形成推進交付金制度の安定化を図ること。

（２）容器包装リサイクル法について

① 容器包装廃棄物発生抑制の一環として、使い捨て容器の製造・販売を規制する法令整備及び再利用可能な容器、いわゆるリターナブル容器の使用・回収が確実に行われるデポジット制度については、全国一律の制度として、課題となっている回収率や回収コスト等の解決を図り、法制化を早期に実施すること。

（３）家電リサイクル法について

① 特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品の販売価格について、あらかじめ回収やリサイクルにかかる費用を含める前払い制度を導入すること。その制度が確立されるまでの間、収集運搬費用については、離島地区の負担増等に対して恒久的な助成制度の構築を図ること。

② 家電リサイクル法については、いわゆる家電４品目だけでなく、電子レンジ等の大型・重量家電品について対象品目とするなど制度の改善を図ること。

③ 指定引取場所については、家電リサイクル制度を支える仕組みとして、家電４品目の能率的かつ円滑な引渡しが確保されるよう、離島地区を含め、すべての市に設置するなど適正な配置を行うこと。

④ 家電の不法投棄については、国・事業者の責任により啓発を行うなど防止対策の徹底を図るとともに、地方自治体が積極的にその対策に取り組めるよう、製造業者等の費用負担を含めた制度を構築すること。

（４）小型家電リサイクル法について

小型家電リサイクル制度において自治体に逆有償による処理費用の負担など新たな財政負担が生じる場合は、国において財政支援措置を講じること。

（５）廃スプリングマットレスのリサイクル・適正処理について

廃スプリングマットレスについては、販売される際に、リサイクル等の処理経費を製品価格に上乗せするなどにより、メーカー・販売店等の責任で回収する仕組みを構築すること。

また、回収後の再使用や再生利用しやすい製品構造の設計等によるリサイクルや適正処理の仕組みを整備すること。

９．海岸漂着物対策の財政支援措置について

（１）財政支援の継続について

海岸漂着物処理推進法第２９条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、海岸漂着物処理については、補助率１０分の１０の全額国費により賄われていたが、平成２７年度から実施されている「海岸漂着物等地域対策推進事業」では、漂流ごみ・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が引き下げられた。

よって、「海岸漂着物等地域対策推進事業」についても、従前の補助率１０分の１０に戻し、全額国費による対応とすること。

（資料 2-5 参照）

（２）支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じること。

10. 治水事業に対する財政措置等について

（１）河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く、近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。ついては、治水事業の一環として河川の定期的な除草や浚渫を行うこと。

（２）治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、国においては、令和６年度までの時限措置として、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川等に係る浚渫について、特例債を活用できる地方財政措置を創設した。

しかしながら、自治体が管理している準用河川や普通河川の箇所は多く、継続的に実施する必要がある。よって、国においては、河川浚渫事業に対する財政措置を講じるとともに、防災の観点からの治水事業全般に係る財政措置の拡充を図ること。

（資料 2-6 参照）

11. 地方バス路線維持対策について

平成２３年度から「地域公共交通確保維持改善事業」を創設し、支援の充実が図られているが、地域間幹線系統路線及び地域内フィーダー系統路線の補助要件及び補助対象経費の緩和等、市町村が実施する施策に対する財政措置の充実・強化を図ること。

また、地域内フィーダー系統確保維持改善事業の市区町村毎の国庫補助上限額の撤廃等補助要件の緩和を図ること。

併せて、バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、国境離島新法の航路運賃の低廉化と同様にＪＲ並み運賃となるように支援できる制度を構築すること。

さらに、乗合バス事業者等が事業用自動車を購入する場合に、車両減価償却費等国庫補助及び公有民営補助における車両の補助要件を緩和すること。

（資料 2-7 参照）

12. 水道事業に対する財政措置の強化について

再構築事業及び耐震化事業について

近年の水道事業は、高度経済成長期に整備された管を含む施設が一斉に法定耐用年数を迎え、更新需要の増大が見込まれている。また、東日本大震災や熊本地震など大規模地震が発生し、大きな被害をもたらしており、地震に備え、施設や管路の耐震化も喫緊の課題となっている。老朽化した施設の更新や耐震化については多額の費用を要し、厳しい財政状況等の理由から管路の経年化率は上昇する一方で、耐震化は思うように進んでいないのが現状であることから、水道基幹施設の再構築事業に対しては、浄水施設・送水施設等を始め、老朽化した施設や管の更新事業を含めた、耐震化事業に対する補助採択基準の拡大及び必要な予算額の確保を行うこと。

（資料 2-8 参照）

13. 急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効率的に事業を進めることとしているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るため、所要の財源の確保と事業採択要件の緩和について、格別の配慮がなされることを要請する。

また、緊急自然災害防止対策事業債において、市町村分についても対象事業として拡充されたが、期限付きであるため、継続的な対象となるよう格別の配慮がなされることを要請する。

（資料 2-9 参照）

14. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について

（１）補助制度の柔軟な対応等について

平成２３年度より実施された地域公共交通確保維持改善事業の中に、離島航路に対する支援も盛り込まれているが、あらかじめ計画に計上されていない船舶の老朽化等に伴う想定外の経費についても補助の対象とするなど、各航路の実態に沿った柔軟な対応を行うこと。また、今後も更に離島航路補助への十分な財源を確保するとともに、ジェットフォイルや海上運送法第２０条第２項に規定する人の運送をする不定期航路事業などについて離島航路補助制度を適用するよう見直しを行うこと。

旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）に基づき引き続き財源を確保するとともに、対象地域に限らず全ての離島航路についてＪＲ等本土交通機関を比較基準に見直し、支援制度の拡充を図ること。

（２）貨物輸送運賃の低廉化について

本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、対象拡大を図ること。

（３）貨物航路の安定的な運航について

ガソリン、プロパンガスなど住民の生活必需品を輸送する貨物航路について、航路変更又は廃止の場合における事前届け出の義務付けなど、航路の安定的運航の確保のために必要な法整備を行うこと。

（４）離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットフォイルは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットフォイルは、船齢がいずれも２５年以上経過しており、更新時期を迎えているが、導入当時に比べ建造費が大幅に高騰しており、厳しい経営環境にある航路事業者の負担のみでジェットフォイルの更新を行うことは困難な状況にある。

ジェットフォイルの建造については、重要性をご理解いただき、建造が促進されるよう、財政投融資を原資とする建造融資枠の維持・拡大や船舶共有建造制度の償還に対する助成補助制度の創設を含めた航路事業者の負担軽減対策を早急に講じること。

（資料 2-10 参照）

15. 離島航空路線の維持について

現在、離島三市（五島市、壱岐市、対馬市）と長崎空港及び福岡空港を結ぶ航空路線は、地域市民にとって主要な交通手段であり、交流人口の拡大に繋がっているが、地方航空会社が運航している路線において、機材の不具合による欠航が相次いでおり、今後の機材更新が課題となっている。

しかしながら、離島航空路線運航費等補助金を受けている地方航空会社では、機材を更新するための経費が大きな負担となっていることから、地方航空会社と航空路線の安定的な維持を図るため、航空機等購入費補助金並びに離島航空路線運航費等補助金を拡大すること。

（資料 2-11 参照）

16. 離島地域における燃油コスト等の格差是正について

離島のガソリン価格については、平成２３年度から、補助制度が設けられ、平成２４年６月に補助単価の見直しが行われたが、未だに本土との価格差が見られるため、制度を見直すとともに離島における揮発油税ガソリン税の減免等、新たな制度の早期創設に向けて、特段の措置を講じるよう強く要請する。

（資料 2-12 参照）

17. 半島航路の維持・確保について

国においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

（１）価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

（２）船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施すること。

（３）貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

（４）地方が実施する港湾使用料減免等の支援策に対する財政措置

減免額相当分に対する支援や、半島地域以外の対岸自治体への航路の確保維持に係る財政支援制度の創設などを行うこと。

（５）観光需要、交流人口の拡大等活性化に資する施策の拡充

航路のＰＲや広域的な観光周遊ルートの形成・旅行企画造成への支援など、施策の充実を図ること。

（資料 2-13 参照）

18. 社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について

（１）マイナンバーカード（個人番号カード）の申請・交付事務について

マイナンバーカードの交付事務においては、本人確認手順や代理人への交付手順が煩雑であることや、Ｊ－ＬＩＳ（地方公共団体情報システム機構）にて作成されたマイナンバーカードは交付前に設定の処理が必要であることなど、市町村にカードが送付されてすぐ対象者に交付できるものではないことから、速やかかつ円滑にカードの発行を行えるよう、市町村における事務処理負担の軽減を図り、早急に事務処理手順の見直しを行うこと。

市町村が共同利用するシステムにおいては、安定稼働が円滑な事務処理につながることから、全国的に窓口の混雑が予想される連休明けの午前中であっても障害や窓口業務の遅延が発生しにくいシステムを構築し、安定した運用を図ること。

個人番号カード交付事業費及び事務費補助金の事務処理にあたっては、市町村が十分な準備期間を確保できるよう、早期の情報提供を行うことを徹底するとともに、市町村における事務処理負担の軽減を図ること。

また、マイナンバーカードの申請・交付に係る経費について、令和２年度も個人番号カード交付事務費補助金予算が計上されているが、市町村負担が生じることのないような財源措置を今後とも引き続き講じるとともに、国が進めるマイナンバーカード交付円滑化計画に基づく交付体制において人員増は不可避であることから、普通交付税の算定項目のひとつである戸籍住民基本台帳費においても、市町村の実態に即した職員数を適切に反映させ、マイナンバーカードの普及促進に向けた取り組みを円滑に進めるための支援の充実を図ること。

さらに、個人番号カード交付事業費補助金については、市町村がＪ－ＬＩＳへ支出する「通知カード・個人番号カード関連事務の委任等に関する交付金」が対象であるが、予算措置等の対応を求められる交付金上限見込み額と実際に請求される額に大きな乖離があり、繰越を行わない市町村にあっては、毎年多額の不用額が発生している。

国においても、令和２年度もまた翌年度予算への繰越が行われることから、実態に即した予算計上のあり方については見直しを行うこと。

（２）マイナンバー制度に係るシステム整備費補助について

地方自治体では、住民基本台帳システムを始めとするマイナンバー制度に係るシステムの改修を行ったが、全額国庫負担の対象とされていたにもかかわらず、国から示された所要事業費を大きく上回り、地方負担が発生した。

令和３年向けデータ標準レイアウトが提示されており、今後も、制度改正やシステムファイルのデータ標準レイアウト修正等が予定されているため、地方自治体におけるシステム改修等の状況をさらに把握・分析した上で、必要な財政措置を講じること。

（３）自治体情報セキュリティ対策に係るシステム運営費等の財政支援について

地方自治体では、マイナンバー制度への対応にあたり、国の求める情報セキュリティ対策の抜本的強化を行ったが、構築後の自治体情報セキュリティクラウドを安定かつ適切に維持するためには、継続的な運用管理費用が必要であることから、大きな地方負担となる。

国においては、地方自治体の実情を把握・分析した上で、必要な財政措置を講じること。

19. 世界遺産に係る財政支援措置について

長崎県内には、平成２７年に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」と平成３０年に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の２つの世界遺産があり、構成資産である国指定・選定の文化財の保護を万全なものにするため、世界遺産の構成資産の保存修理・整備にかかる費用について、優先的に財源を確保すること。

また、構成資産の保護については、文化財関係国庫補助事業を活用しながら実施しているところであるが、補助率のかさ上げがあるのは一部事業のみである。構成資産である国指定・選定の文化財の保護を万全なものにするためには、より一層の財源の確保を必要とすることから、他の補助事業についても世界遺産として統一的な補助率の嵩上げなどの財政支援措置を講じること。

（資料 2-14 参照）

20. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について

市街地再開発事業については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、耐震性・耐火性に劣る老朽建築物の建替促進にもつながるものであるので、地方都市における安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上を図るため、必要な財源の確保を行うこと。

21. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について

市町村役場機能緊急保全事業は、平成２８年４月の熊本地震を教訓とし、昭和５６年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の本庁舎に係る建替えが実施できるよう、平成２９年度から令和２年度の４年間を事業期間とした新たな財政支援が創設された。また、令和２年度までに実施設計に着手した事業については、令和３年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる経過措置が設けられたところである。

しかしながら、新庁舎整備は、財源確保の時間を要するとともに、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。また、合併団体においては、本庁舎はもとより、耐震化未実施の総合支所等についても、建替えに係る財源の確保を必要としている。

ついては、市町村役場機能緊急保全事業の事業期間の更なる延長若しくは恒久化を図るとともに、対象施設についても拡充を図ること。

22. 現行過疎法期限終了後の新たな制度の創設について

長崎県内の過疎地域では、少子・高齢化や若年層の流出による人口減少が全国と比較して著しく、農林水産業の低迷や集落の消滅の危機など、過疎地域を取り巻く環境は依然として深刻な状況にある。

このような状況の中、過疎地域の自立促進・活性化のため、その地域の特性を活かした産業の振興や地域づくりの諸施策の実施には、過疎対策事業債をはじめとする現行の財政支援措置は、欠かすことのできない制度であるが、根拠法律である「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和３年３月末の法期限となっているところである。

このため引き続き過疎地域の持続的発展に向けての計画的・効果的な事業の実施のため、次の事項について強く要望する。

（１）現行法の期限終了後も、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎法を制定すること。

（２）新たな過疎法においても、過疎地域の持続的発展に必要な現行の過疎対策事業債の制度を維持すること。

（３）新たな過疎法における、現行法第３３条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」について

① 全域を過疎地域市町村とみなす「みなし過疎」については、引き続き現行の制度を堅持すること。

② 市町村合併前の過疎市町村を過疎地域とみなす「一部過疎」については、現行法との相違が最小限となるよう、人口要件や財政力要件を設けることなく、現行の制度を堅持すること。

しかしながら、「一部過疎」の指定に新たな要件を設ける場合は、基礎自治体である市、町、村それぞれで人口、面積、財政規模など実情が異なり、全ての市町村を一括して捉えることは現実的ではないため、仮に財政力要件を設ける場合は、全ての市町村の平均ではなく、市、町、村ごとの平均値を採用すること。また、離島や半島という地理的条件の不利や地域格差を考慮すること。

（資料 2-15 参照）

23. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図ること。

（１）校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、改修周期から同時期に実施するが、長寿命化改良事業については、制度の拡充に伴い、補助対象となっているものの、防災機能強化事業については、外壁改修のみ補助対象となっていることから、屋上防水改修についても補助対象とすること。

また、建設後、相当年数を経過している学校が多く、施設を支える法面も崩落などにより施設そのものや近隣住宅などへ被害を与える恐れがあるものもあるため、法面の整備についても、防災機能強化事業として補助対象とすること。

（２）学校施設の新増改築にあたっては、校舎・屋内運動場のみならず、学校プールやグラウンド整備も併せて行い、効率的かつ効果的な教育環境の充実を図っているところであるが、同一の学校で校舎改築のみ補助決定がなされ、学校プールやグラウンド整備については不採択となるケースが多いため、一体的に補助を受けることができるよう必要な財源について着実に確保すること。

また、補助単価の嵩上げ措置がなされたものの、いまだ実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

（３）特別支援の対象となる子どもたちの入学に併せて設置するエレベーターなどの障害児等対策については、入学予定の子どもたちの状況を事前に把握し、設置に合わせて国庫補助の申請を行っている。しかし、入学予定の子どもが事故等により急に肢体不自由になったり、また、市外からの転校などにより、急きょエレベーターを設置する必要性が生じた場合、国庫補助の内示後に事業に着手すると、迅速な対応ができなくなるため、緊急的な事業の実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対応を行うこと。

24. 離島振興に係る財政支援措置について

一島一町村との合併については、財政面における合併効果のひとつである生活関連施設（ごみ処理施設、火葬場など）の統廃合が容易でないことや、住民の安全な暮らしを守るため、恒久的に提供すべき行政サービス（医療、消防など）に係る経費が必要である。

一島完結での行政サービス提供が継続できるよう、行政需要に見合った補正を創設すること。

25. 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の期間撤廃について

公共施設の計画的な管理を進める中で、道路等の社会基盤施設（インフラ）等の老朽化対策が全国的な課題となっており、インフラの長寿命化対策に向けた財政措置として、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）等が講じられている。

このうち、インフラの長寿命化事業を対象とした公共施設等適正管理推進事業債について、平成２９年度から令和３年度までの時限措置となっているが、長寿命化事業は計画的・継続的な取り組みが必要である。

このことから、早期に公共施設等適正管理推進事業債の期間を撤廃し、継続的な長寿命化事業への取り組みが可能となるようにしていただきたい。

26. 住宅・建築物のアスベスト改修事業の継続について

住宅・建築物アスベスト改修事業に基づく、民間建築物に対するアスベスト含有調査及び除去等に係る補助を、令和３年度以降も継続すること。

27. 石綿含有仕上塗材の調査及び除去に対する助成制度の創設等について

石綿含有仕上塗材に係る建築物等の解体・改造・補修に関して、平成 29 年５月 30 日付環境省通知により「適切な石綿飛散防止措置を講じること」とされたが、国土交通省の「建築物石綿含有建材調査マニュアル」(2014) によれば、0.1%以上の石綿を含む可能性のある民間建築物が全国で 280 万棟あり、その解体のピークが令和 10 年ごろに訪れると推計しており、件数の増加とともに、石綿含有調査や除去に係る費用の負担感から、適切な措置を講じない事例の増加が懸念される。

こうしたことから、民間の建築物所有者等の費用負担軽減を図るための適切な助成制度を図ること、その負担を軽減するため、石綿含有仕上塗材の調査及び除去等に対する助成制度の創設を図ること、または既存の「住宅・建築物アスベスト改修事業」の対象として追加すること。

28. ふるさと納税に係る返礼品について

平成３１年４月の地方税法改正に伴うふるさと納税制度に関する規制の中で、寄附額に占める経費率５割以下と定められた。この経費率には、返礼品の送料も含めることとされているが、関東からの寄附が半数を占める現状の中で、地方と関東近県とでは送料に大きな差がある。このことから、当該送料に関しては経費率の対象から除外すること。

29. 国土強靭化対策の推進について

「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」が終了する令和３年度以降も強靭化に資する取組を確実に進めるため、制度の継続・拡充と必要な予算を確保すること。

30. 緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費の継続について

（１）「緊急防災・減災事業費」について、事業年度が令和２年度までとなっており、事業年度終了後の在り方については、期間終了時の地方団体における防災・減災対策に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討とされている。このことについて、令和３年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じることにより、所要額を確保すること。

（２）「緊急自然災害防止対策事業費」について、事業年度が令和２年度までとなっており、事業年度終了後の在り方については、「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」の動向等も踏まえて検討とされている。このことについて、令和３年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じることにより、所要額を確保すること。

31. 小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について

多くの地方自治体においては、国が掲げる「ＧＩＧＡスクール構想」に基づき、児童生徒１人１台の端末整備と高速大容量の通信ネットワークの整備等を進めているところであるが、整備に係る国の財政支援については、初期の整備費用に限ることなく、今後想定される端末の更新費用等についても十分な財政支援を講じること。

また、１人１台端末の補助については、ＬＴＥ回線使用料についても補助の対象とするよう改めること。さらに、情報格差是正のため早急に大容量インターネットサービスが利用できるよう施策を講じること。

資料2−1

県内各市の償却資産（機械及び装置）とゴルフ場利用税交付金の現状

（単位：千円）

団体名	償却資産（機械及び装置）　※税額試算(1.4%)		ゴルフ場利用税交付金	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
長崎市	1,649,950	1,646,392	52,298	50,631
佐世保市	1,281,353	1,246,927	35,756	35,804
島原市	199,654	207,998	0	0
諫早市	1,943,803	1,865,676	36,710	36,391
大村市	779,820	848,626	19,882	19,613
平戸市	219,415	190,742	0	0
松浦市	172,471	175,349	0	0
対馬市	204,504	241,183	0	0
壱岐市	177,267	178,773	1,955	1,925
五島市	301,888	323,062	4,822	4,664
西海市	376,607	379,520	25,244	25,733
雲仙市	239,586	248,593	9,000	8,545
南島原市	133,328	177,897	6,361	6,102
県内13市の合計	7,575,313	7,730,738	192,028	189,408

※償却資産（機械及び装置）の、「税額試算」は平成30年度及び令和元年度の概要調書上の価格（課税標準額：県より）に1.4%を乗じたものである。
　また、償却資産（機械及び装置）については、大臣・知事配分を合算している。

資料2−2

消費者行政の状況調査

	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市	壱岐市	対馬市
推計人口（R2.4.1）	407,885	244,051	43,170	133,970	94,823	29,242	21,557	36,352	27,332	41,274	42,527	25,058	28,844
世帯数	185,926	104,742	17,377	53,147	38,850	12,086	8,909	19,744	12,678	15,614	16,362	9,939	13,035
(1)令和2年度消費者センター職員数（人）	25	8	3	5	6	5	2	4	6	5	8	3	3
(2) (1)うち、消費者行政に関する業務を行っている職員数（人）	11	8	3	5	6	5	2	4	4	3	6	3	3
(3) (2)うち、消費生活相談員数（人）	5	3	2	2	4	2	1	2	2	2	2	1	1
(4) (3)うち、資格保有者数（人）※1	5	2	0	2	1	0	1	2	1	1	2	0	0
令和2年度消費者行政に関する予算額（正規職員の人件費、計量行政費は除く）（千円）	40,713	13,788	6,996	12,508	13,291	4,373	5,143	6,076	6,180	6,847	7,641	1,014	3,901
特定財源：消費者庁基金（交付金）からの充当等（千円）	6,806	673	753	647	4,121	2,150	498	3,524	2,325	3,270	2,312	703	2,329
（対予算の割合）	16.72%	4.88%	10.76%	5.17%	31.01%	49.17%	9.68%	58.00%	37.62%	47.76%	30.26%	69.33%	59.70%
うち消費者行政推進補助金により相談員の人件費に充当する額（千円）	0	0	0	169	2,300	1,815	0	2	1,794	2,635	1,248	0	1,223
（対予算の割合）	0.00%	0.00%	0.00%	1.35%	17.30%	41.50%	0.00%	0.03%	29.03%	38.48%	16.33%	0.00%	31.35%
一般財源（千円）	33,367	13,115	6,243	11,830	9,170	2,223	4,645	2,552	3,855	635	5,329	311	1,572
（対予算の割合）	81.96%	95.12%	89.24%	94.58%	68.99%	50.83%	90.32%	42.00%	62.38%	9.27%	69.74%	30.67%	40.30%
消費生活相談員報酬（含む共済費）（千円）【補助金＋一財】	17,339	10,625	6,010	5,138	11,298	3,642	1,884	5,218	5,243	5,284	5,898	2,528	2,446
（対予算の割合）	42.59%	77.06%	85.91%	41.08%	85.00%	83.28%	36.63%	85.88%	84.84%	77.17%	77.19%	0.00%	62.70%
元年度相談件数（件）	3,131	1,718	298	784	638	156	189	227	113	213	178	101	57
30年度相談件数（件）	3,363	1,773	301	971	507	208	221	211	102	245	171	78	32

※1 資格とは、①消費生活相談員 ②消費生活専門相談員 ③消費生活アドバイザー ④消費生活コンサルタント を指す。
※2 壱岐市は、消費生活相談員報酬を消費者行政ではなく通常の人事予算から支出している。

資料2−3

令和元年度　長崎県内（13市）における浄化槽基数等

市名	浄化槽基数（R2.3.31現在）									令和元年度実績	
	住宅用途（基数）			住宅用途以外（基数）			合計			国庫補助基数	国庫補助対象経費（千円）
		合併	みなし		合併	みなし		合併	みなし		
長崎市	2,809	2,446	363	465	303	162	3,274	2,749	525	34	13,450
佐世保市	12,734	9,319	3,415	2,046	1,061	985	14,780	10,380	4,400	257	114,750
島原市	6,808	5,874	934	888	590	298	7,696	6,464	1,232	170	64,184
諫早市	7,711	7,213	498	1,037	680	357	8,748	7,893	855	151	69,162
大村市	1,134	1,106	28	227	180	47	1,361	1,286	75	15	7,218
平戸市	3,285	2,641	644	783	506	277	4,068	3,147	921	97	42,809
松浦市	1,452	1,299	153	361	221	140	1,813	1,520	293	42	16,090
対馬市	1,918	1,717	201	421	200	221	2,339	1,917	422	55	35,346
壱岐市	2,516	2,394	122	298	128	170	2,814	2,522	292	85	55,921
五島市	8,344	6,637	1,707	983	430	553	9,327	7,067	2,260	327	133,598
西海市	2,494	2,399	95	561	428	133	3,055	2,827	228	48	20,472
雲仙市	3,109	2,833	276	3,618	3,190	428	6,727	6,023	704	115	23,333
南島原市	5,218	4,331	887	918	691	227	6,136	5,022	1,114	117	60,972
合計	59,532	50,209	9,323	12,606	8,608	3,998	72,138	58,817	13,321	1,513	657,305

◎　国庫補助基本額の考え方

生活雑排水の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた真に社会的便益に相当する分について公費負担を行うとの考え方に立って、公費負担は人槽区分にかかわらず定率（4割）として、人槽ごとの国庫補助基準額を算定する。

BOD換算による汚濁負荷排出割合

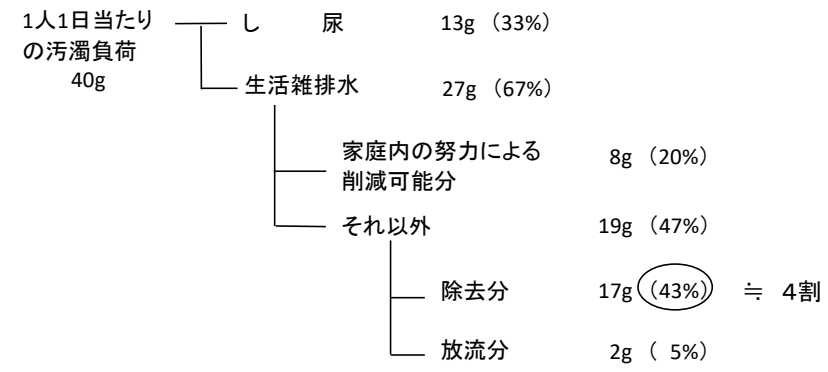

○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8～10人槽	1,365,000 円	819,000 円	182,000 円	182,000 円	182,000 円	546,000 円

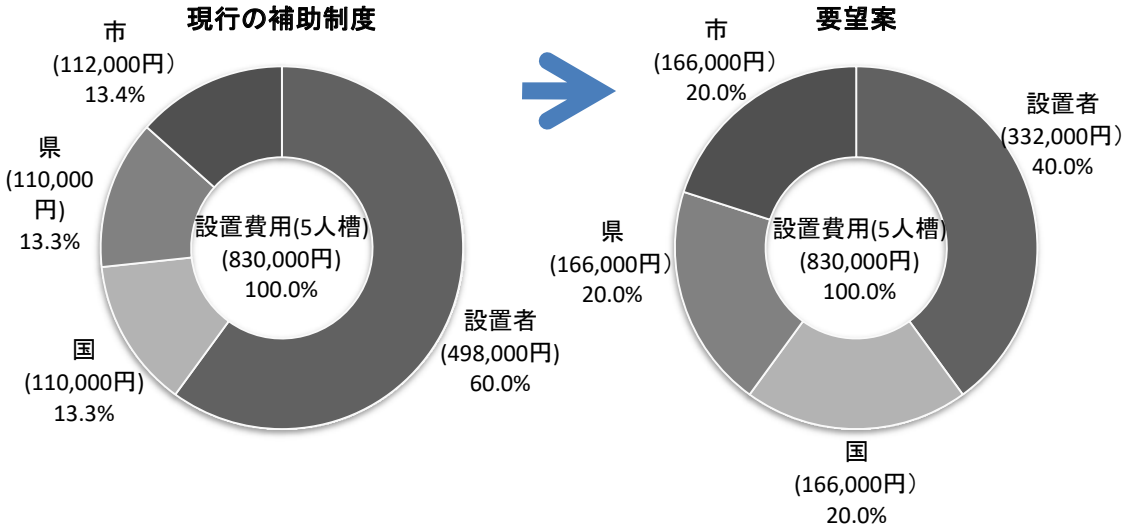

要望案

補助基準額の引き上げ

補助基準額（40% → 60%）

補助率（補助基準額の1/3）

※ 補助基準額は、国+県+市

○【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費（佐世保市の場合）

（単位：円）

人槽	保守点検	清掃	法定検査		維持管理経費合計 ()は下水道使用料との差	
			1年目	2年目以降	1年目	2年目以降
5人槽	15,000	20,000	10,000	5,000	45,000 (24,357)	40,000 (19,357)
7人槽	15,200	25,700	10,000	5,000	50,900 (30,257)	45,900 (25,257)
10人槽	15,400	37,100	10,000	5,000	62,500 (41,857)	57,500 (36,857)

※1世帯当たりの平均下水道使用料（H30年度）・・・年間約20,643円 水道局営業課業務係確認

※維持管理費については、H22～H30年度の維持管理委託契約書からの平均値

※法定検査料改訂（平成28年4月1日） 5～10人槽（1年目 10，000円 2年目以降 5,000円）

【参考】佐世保市の補助制度（申請者居住住宅　改築の場合）

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8～10人槽	1,365,000 円	546,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度（改築の場合）

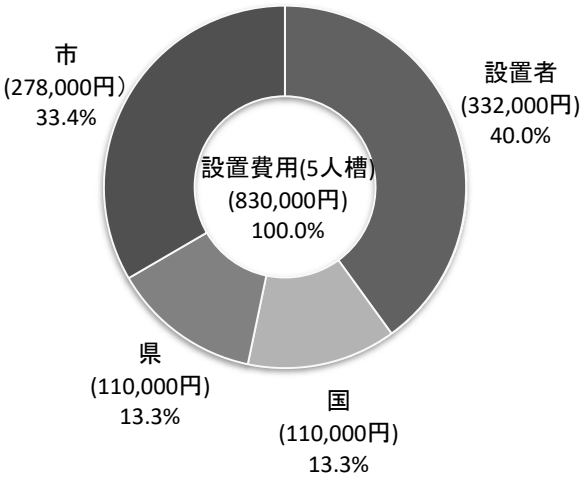

佐世保市浄化槽設置補助金額（国+県+市）

（単位：千円）

通常人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	498	374	249	187
6～7人槽	621	466	311	233
8～50人槽	822	617	411	309

（単位：千円）

高度人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	610	486	305	243
6～7人槽	693	538	347	269
8～50人槽	850	645	425	323

◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

（単位：基）

結果	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度（R元）
補助基数	247	253	309	350	348	328	336	326	346	292	300	257
うち改築	83	81	137	154	143	201	120	115	128	109	96	89
うち新築	164	172	172	196	205	127	216	211	218	183	204	168

補助金上乗せ

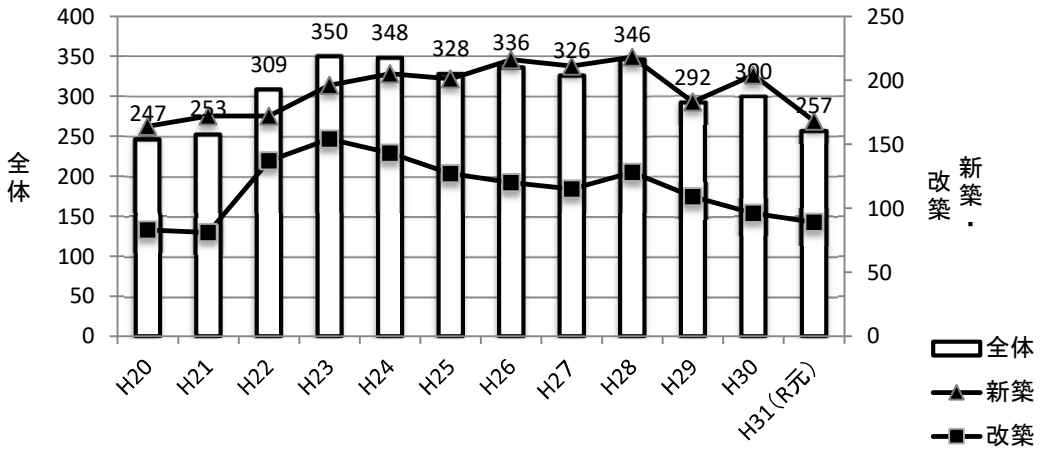

資料2−4

公共下水道事業概要（H31.3.31現在）

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
(1) 行政区域内人口（人）(A)	418,998	249,949	44,907	136,776	96,159	31,223	22,724	30,524	26,536	36,611	27,719	43,609	45,695
(2) 下水道処理区域内人口（人）(D)	394,114	146,196	未着手	75,190	85,850	未着手	4,850	未着手	3,344	未着手	3,124	14,572	5,967
(3) 水洗便所設置済人口（人）(E)	382,363	133,786		63,784	83,771		3,446		1,804		2,022	9,000	3,706
(4) 全体計画面積（ha）(H)	6,914	4,211		2,757	2,641		424		188		154	611	225
(5) 普及率													
ア 下水道普及率 D／A×100（%）	94.1	58.5		55.0	89.3		21.3		12.6		11.3	33.4	13.1
イ 接続率 E／D×100（%）	97.0	91.5		84.8	97.6		71.1		53.9		64.7	61.8	62.1
(6) 総事業費（千円）(J)	336,222,019	122,630,501		87,601,001	76,580		7,936,659		6,462,087		7,902,338	21,750,686	13,556,833
同上財源													
ア 国庫補助金（千円）	110,280,860	47,475,741		23,599,588	27,689		3,279,108		2,852,026		3,596,825	9,207,436	5,805,433
イ 企業債（千円）	181,492,253	62,866,240		39,856,566	39,776		3,786,100		2,975,000		3,582,200	9,926,500	5,615,300
ウ 受益者負担金（千円）	4,309,320	3,579,265		4,232,619	2,507		101,002		79,248		61,825	358,943	162,253
エ 流域下水道建設費負担金（千円）	0	0					0				0	0	
オ その他（千円）	40,139,586	8,709,255		19,912,228	6,608		770,449		555,813		661,488	2,257,807	1,973,847
同上のうち使途内訳													
ア 管きょ費（千円）	200,484,997	78,145,340		55,071,871	53,458		6,134,841		4,087,891		5,515,160	13,956,059	7,094,209
イ ポンプ場費（千円）	20,064,996	5,760,901		4,137,857	4,440		0		203,423		0	921,397	1,520,112
ウ 処理場費（千円）	101,843,764	37,477,221		16,580,905	18,109		1,770,801		2,170,773		2,387,178	6,221,932	3,906,134
エ 流域下水道建設費負担金（千円）	0	0		4,197,288	272		0				0	0	
オ その他（千円）	13,828,262	1,247,039		7,613,080	301		31,017				0	651,298	1,036,378
(7) 補助対象事業費（千円）(K)	206,700,481	89,601,032		47,044,794	50,475		6,340,469		5,542,715		7,316,862	17,427,343	11,443,589
(8) 補対率K／J×100（%）	61.5	73.1		53.7	65.9		79.9		85.8		92.6	80.1	84.4
(9) 下水管布設延長（km）	2,088	665		361	509		43		41		41	175	71
(10) 終末処理場数（ヶ所）	11	4		1	1		1		2		2	4	2
(11) 計画処理能力（㎥／日）(L)	145,700	101,500		27,550	50,700		6,100		2,740		3,500	11,700	2,700

※算定根拠：平成30年度決算統計（平成31年3月31日）

資料2-5

海岸漂着物対策の財政支援措置に関する資料

市　名	事　業　費　（千円）			備　考
	Ｈ２９年度	Ｈ３０年度	Ｒ元年度	
長崎市	事業なし			
佐世保市	５，６６９	９，８３７	１３，８２４	
島原市	事業なし	１，１７８	２，３６０	
諫早市	事業なし			
大村市	２０５	１，０９７	１，５６３	
平戸市	５，２１４	６，７０６	６，２４８	
松浦市	２，０５８	２，０１５	１，８６０	
対馬市	２８４，０４２	２８５，２０６	２６３，１１２	
壱岐市	６０，９３３	５８，５７９	５９，８７２	
五島市	５９，５１１	８５，７９２	１０８，０８１	
西海市	事業なし			26 年度まで実施
雲仙市	２，２７５	３，０１３	３，０９１	
南島原市	１，７９１	２，２１８	１，１９７	
合　　計	４２１，６９８	４５５，６４１	４６１，２０８	

資料2-6

◎各市における浚渫事業の現状

市	件　数		事 業 費(千円)	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
長崎市	4	2	7,027	5,407
佐世保市	11	9	7,156	10,055
島原市	1	0	1,074	0
諫早市	18	18	6,498	6,499
大村市	2	3	598	604
平戸市	4	3	4,025	2,637
松浦市	1	2	320	1,050
対馬市	15	56	4,898	18,706
壱岐市	1	3	86	189
五島市	1	4	810	2,628
西海市	0	0	0	0
雲仙市	4	5	623	1,441
南島原市	0	1	0	11,547
計	62	106	33,115	60,763

※各市実績調査結果による。

(諫早市の場合の現状)

浚渫が完了した河川

大雨時に増水した河川の状況

資料2-7

令和元年度　地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

1．乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助路線に関する補助		県単補助路線に関する補助		市単独補助路線に関する補助	
		路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)
1	長崎市	4	0	0	0	10	88,873,545
2	佐世保市	1	8,228,000	1	986,000	4	31,080,000
3	島原市	0	0	4	5,406,000	28	15,765,000
4	諫早市	6	22,294,000	4	21,853,000	61	169,870,000
5	大村市	1	970,000	0	0	13	65,203,000
6	平戸市	1	10,171,000	0	0	14	101,053,000
7	松浦市	2	21,495,000	0	0	11	71,293,000
8	対馬市	3	23,694,000	5	28,347,000	30	107,686,000
9	壱岐市	0	0	1	1,258,000	30	69,652,400
10	五島市	4	21,086,837	2	2,131,139	24	88,443,024
11	西海市	1	1,888,000	0	0	6	49,215,000
12	雲仙市	0	0	3	3,920,000	20	14,732,000
13	南島原市	0	0	3	5,126,000	24	38,656,000
合計			109,826,837		69,027,139		911,521,969

※路線数の合計については、市間をまたがる路線が複数あるため、記載なし

2．地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	12	1,370,015
2	佐世保市	2	3,401,492
3	島原市	1	3,757,000
4	諫早市	0	0
5	大村市	0	0
6	平戸市	0	0
7	松浦市	7	23,715,147
8	対馬市	8	2,760,000
9	壱岐市	0	0
10	五島市	1	5,688,086
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
合計		31	40,691,740

資料2-8

県内の水道管路の状況

（単位：m）

	上水道管路延長	簡易水道管路延長	合　　計
長崎市	2,350,417	192,218	2,542,635
佐世保市	1,506,372	397,040	1,903,412
島原市	335,739	13,644	349,383
諫早市	989,733	41,165	1,030,898
大村市	645,755	－	645,755
平戸市	669,528	－	669,528
松浦市	479,709	－	479,709
対馬市	602,066	－	602,066
壱岐市	887,135	－	887,135
五島市	526,572	84,864	611,436
西海市	654,353	33,026	687,379
雲仙市	542,891	－	542,891
南島原市	878,545	－	878,545
合　計	11,068,815	761,957	11,830,772

※平成30年度（平成31年３月末現在）長崎県水道事業概要より

管路は導水管、送水管、配水管の計

資料2-9

急傾斜地崩壊対策事業　市別箇所数一覧表

		急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数（元年5月調査）	平成30年度事業実施箇所数	県営・県費補助		急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数（2年5月現在）	令和元年度事業実施箇所数	県営・県費補助	
1	長崎市	287	24	県営	14	292	30	県営	19
				県費補助	10			県費補助	11
2	佐世保市	202	36	県営	22	202	40	県営	24
				県費補助	14			県費補助	16
3	諫早市	135	8	県営	2	136	11	県営	1
				県費補助	6			県費補助	10
4	大村市	20	2	県営	1	20	0	県営	0
				県費補助	1			県費補助	0
5	島原市	0	1	県営	0	1	1	県営	0
				県費補助	1			県費補助	1
6	松浦市	27	0	県営	0	27	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
7	対馬市	85	2	県営	2	85	2	県営	2
				県費補助	0			県費補助	0
8	壱岐市	66	5	県営	3	66	5	県営	3
				県費補助	2			県費補助	2
9	五島市	31	3	県営	3	32	3	県営	3
				県費補助	0			県費補助	0
10	平戸市	58	1	県営	0	60	1	県営	0
				県費補助	1			県費補助	1
11	南島原市	13	0	県営	0	13	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
12	雲仙市	40	3	県営	1	40	1	県営	0
				県費補助	2			県費補助	1
13	西海市	93	5	県営	3	93	5	県営	3
				県費補助	2			県費補助	2
合計		1057	90	県営	51	1067	99	県営	55
				県費補助	39			県費補助	44

資料2-10

2016.2.16現在

国内のジェットフォイル

KJ01 929-117 "つばさ"
建造：1989年3月
運航：佐渡汽船

KJ02 929-117 "S.I. 友"
建造: 1989年6月
運航：東海汽船

KJ03 929-117 "ビートル三世"
建造: 1989年9月
運航: JR九州高速船

KJ04 929-117 "ペがさす"
建造: 1990年3月
運航: 九州商船

KJ05 929-117 "ビートル"
建造: 1990年4月
運航：JR九州高速船

KJ06 929-117 "ロケット3"
建造：1990年7月
運航：コスモライン

KJ07 929-117 "ペがさす2"
建造: 1990年10月
運航: 九州商船

KJ08 929-117 "ビートル二世"
建造: 1991年2月
運航：JR九州高速船

KJ09 929-117 "ヴィーナス"
建造：1991年3月
運航: 九州郵船

KJ10 929-117 "すいせい"
建造: 1991年4月
運航：佐渡汽船

KJ11 929-117 "レインボージェット"
建造: 1991年6月
保有：隠岐広域連合・運航: 隠岐汽船

KJ12 929-117 "トッピー2"
建造: 1992年4月
運航: いわさきコーポレーション

KJ13 929-117 "トッピー3"
建造：1995年3月
運航：いわさきコーポレーション

KJ14 929-117 "S.I.大漁"
建造: 1994年6月
運航: 東海汽船

KJ15 929-117 "ロケット"
建造: 1994年6月
運航: コスモライン

BJ11 929-115 "トッピー7"
建造: 1978年6月
運航: いわさきコーポレーション

BJ15 929-115 "ぎんが"
建造: 1979年11月
運航: 佐渡汽船

BJ17 929-115 "S.I 愛"
建造: 1980年8月
運航: 東海汽船

BJ19 929-115 "S.I. 虹"
建造: 1981年2月
運航: 東海汽船

BJ20 929-115 "S.I. 夢"
建造: 1981年4月
川崎重工神戸工場にて上架中

BJ23 929-115 "ロケット2"
建造: 1984年6月
運航: コスモライン

BJ26 929-117 "ヴィーナス2"
建造: 1985年4月
運航: 九州郵船

ジェットフォイルの就航状況

（平成 28 年 3 月現在）

川崎重工業建造ジェットフォイル

NO.(KJ)	オペレーター	船名	建造年月	船齢
①	佐渡汽船	つばさ	平成元年 3 月	27
②	東海汽船	セブンアイランド友	平成元年 6 月	26
③	JR 九州高速船	ビートル三世	平成元年 9 月	26
④	九州商船	ぺがさす	平成 2 年 3 月	26
⑤	JR 九州高速船	ビートル	平成 2 年 4 月	25
⑥	種子屋久高速船	ロケット 3	平成 2 年 7 月	25
⑦	九州商船	ぺがさす 2	平成 2 年 10 月	25
⑧	JR 九州高速船	ビートル二世	平成 3 年 2 月	25
⑨	九州郵船	ヴィーナス	平成 3 年 3 月	25
⑩	佐渡汽船	すいせい	平成 3 年 4 月	24
⑪	隠岐汽船	レインボージェット	平成 3 年 6 月	24
⑫	種子屋久高速船	トッピー2	平成 4 年 4 月	23
⑬	種子屋久高速船	トッピー3	平成 7 年 3 月	21
⑭	東海汽船	セブンアイランド大漁	平成 6 年 6 月	21
⑮	種子屋久高速船	ロケット	平成 6 年 6 月	21

ボーイング社建造ジェットフォイル

NO.(B)	オペレーター	船名	建造年月	船齢
11	種子屋久高速船	トッピー7	昭和 53 年 6 月	37
15	佐渡汽船	ぎんが	昭和 54 年 11 月	36
17	東海汽船	セブンアイランド愛	昭和 55 年 8 月	35
19	東海汽船	セブンアイランド虹	昭和 56 年 2 月	35
20	川重ジェイ・ピイ・エス	セブンアイランド夢	昭和 56 年 4 月	34
23	種子屋久高速船	ロケット 2	昭和 59 年 6 月	31
26	九州郵船	ヴィーナス 2	昭和 60 年 4 月	30

◎ 船主名上の丸番号は川崎重工業建造ジェットフォイル番号を、B××はボーイング社ジェットフォイル番号を示す。

【注】・種子屋久高速船はいわさきコーポレーションのトッピー3 隻及び
コスモラインのロケット 3 隻を傭船して運航
・東海汽船保有セブンアイランド夢（B20）は 2015 年 4 月～川重ｼﾞｪｲ・ﾋﾟｲ・ｴｽ保有
神戸工場にて上架

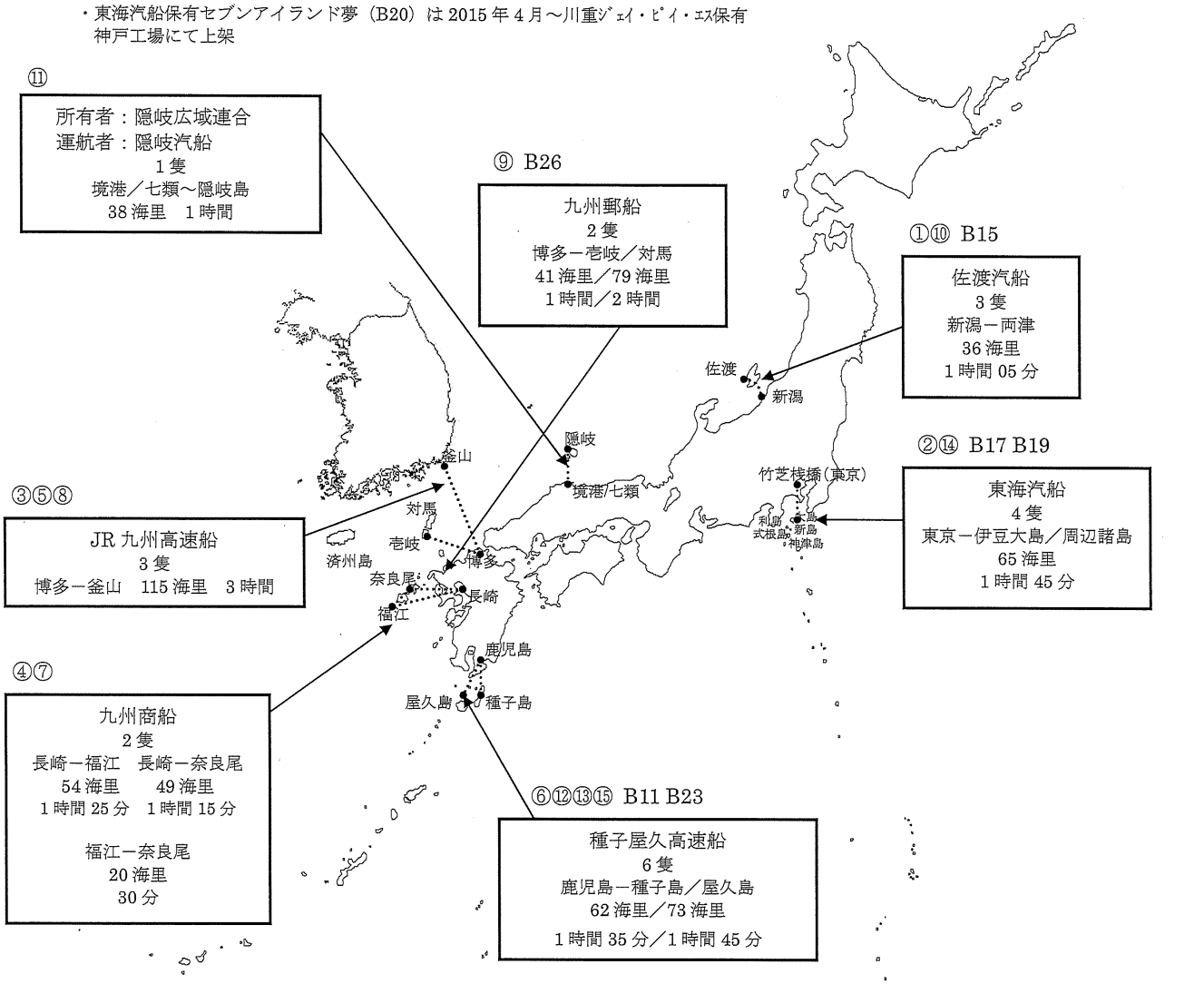

＊　上記以外に
FEH 社（香港）が 13 隻、未来高速（韓国）が 2 隻、
HIJET FERRY 社（韓国）が 1 隻 のボーイング製
ジェットフォイルを保有。

資料2-11

オリエンタルエアブリッジ運行航空路線図

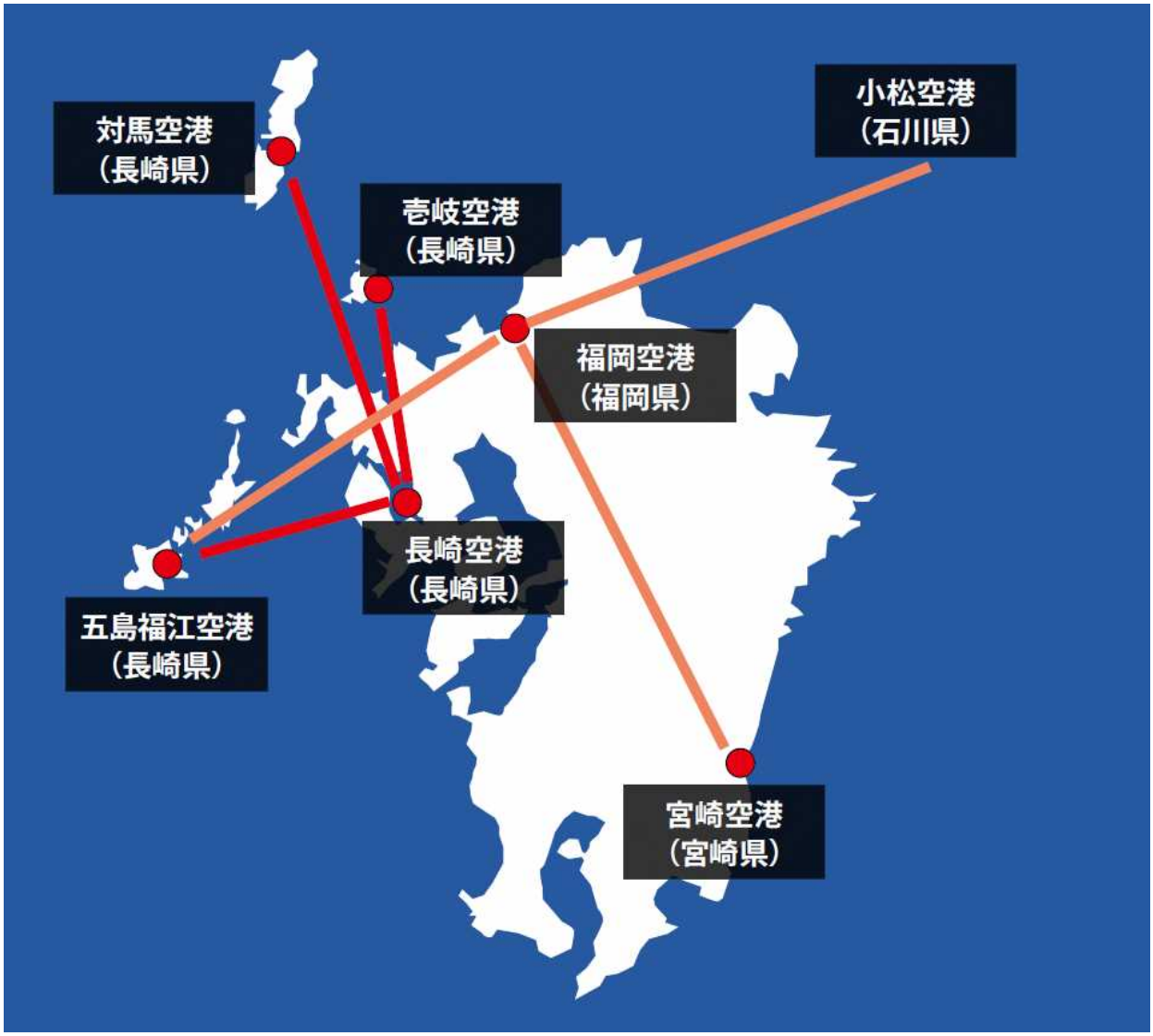

航空路線の機体整備による欠航の状況

年度	対馬－長崎	壱岐－長崎	五島－長崎	五島－福岡	福岡－宮崎	福岡 - 小松	計
H27	5	2	1	5	－	－	１３
H28	4	1	8	5	－	－	１８
H29	１１	7	１２	2	2	－	３４
H30	１８	6	6	5	6	2	４３
R 元	１６	7	１０	4	2	2	４１

資料2−12

レギュラーガソリンの店頭小売価格の推移

	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年度											29年度											
	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	128	136	146	146	125	136	147	149	157	158	132	117	119	124	124	122	123	123	126	128	131	131	134	134	133	132	130	131	131	135	138	141	142	145	144
長崎県	136	145	152	152	130	141	154	156	164	165	140	125	127	132	132	130	131	132	135	136	139	139	140	141	141	140	139	139	139	142	145	148	149	152	152
本土	136	142	149	148	127	138	150	154	163	163	136	120	122	128	128	128	130	130	133	134	136	135	138	138	138	137	136	136	136	144	146	148	148	151	151
離島	150	161	172	177	154	166	173	175	183	187	166	149	150	151	154	153	153	153	154	156	158	159	160	162	160	160	158	158	160	160	163	165	164	168	168
下五島	152	163	172	179	156	165	175	173	180	184	163	149	149	149	149	149	149	149	149	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154	159	159	159	164	164
上五島	153	164	173	176	152	163	170	176	184	187	166	152	152	158	158	152	152	152	152	152	158	158	158	158	158	158	158	158	158	158	163	163	163	168	168
壱岐	148	157	168	172	154	164	172	173	183	188	168	152	152	152	152	152	152	152	156	158	161	161	161	163	157	155	149	149	155	155	156	160	157	160	160
対馬	152	163	173	180	155	169	176	177	185	190	167	151	148	148	157	157	157	157	156	157	157	162	163	167	166	167	167	167	167	168	170	172	173	175	175
内ガソリン税	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8
消費税内税表示	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	8%	8%	8%

※平成17～27年度は年度平均価格

（単位：円／L）

	30年度												元年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	143	147	152	152	152	153	158	158	149	144	143	145	146	150	149	146	145	143	148	147	148	150	150	146
長崎県	151	154	161	161	162	162	166	168	164	158	155	157	158	159	160	158	157	154	158	157	158	159	163	159
本土	151	156	160	161	161	163	167	167	160	154	154	155	156	159	156	155	154	151	155	154	155	159	159	154
離島	168	168	173	173	175	175	179	180	174	171	169	169	170	171	171	170	170	170	172	172	172	175	176	165
下五島	164	164	169	169	176	176	182	182	176	176	173	173	169	169	169	169	169	169	170	172	172	178	178	172
上五島	168	168	174	174	179	179	187	187	182	181	181	181	181	181	181	181	181	176	179	179	179	170	185	175
壱岐	160	160	166	166	166	167	173	175	172	163	163	163	165	167	166	166	166	165	168	169	170	175	175	167
対馬	176	175	180	180	181	180	180	182	174	171	171	171	171	172	174	171	171	171	173	172	172	172	172	156
内ガソリン税	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8
消費税内税表示	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

※「全国」、「長崎県」・・・資源エネルギー庁公表
「本土」・・・県独自調査（H24.3以前は県石油商業組合発表）
「離島」以下・・・県独自調査

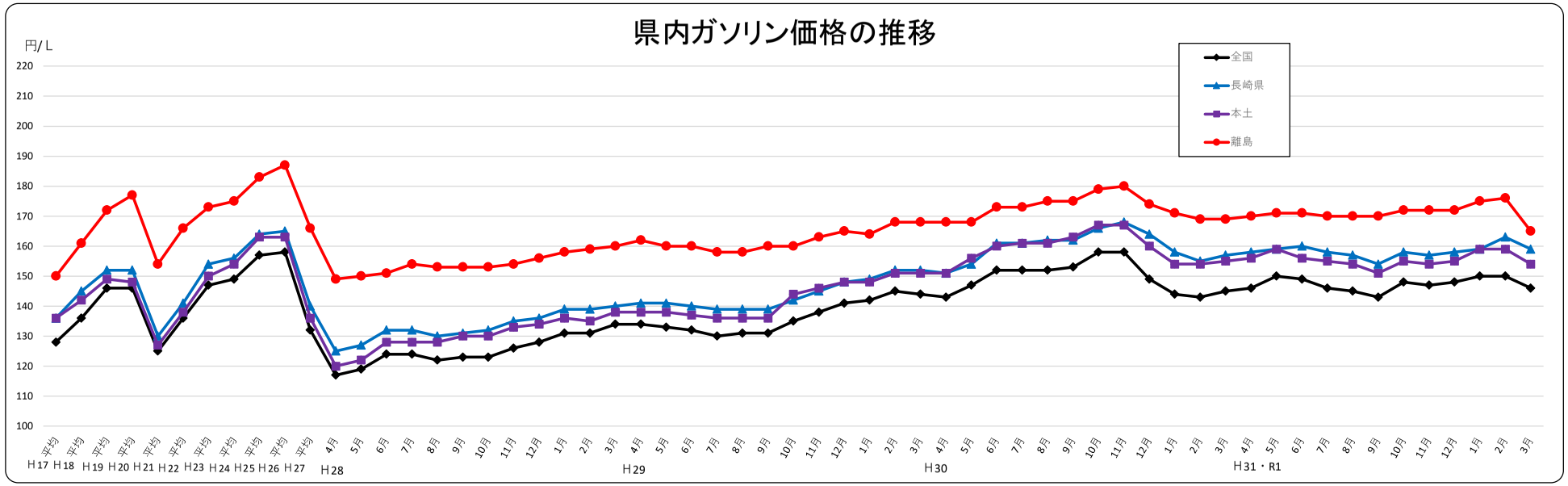

軽油の店頭小売価格の推移

	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年度												29年度											
	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	104	114	124	133	105	116	127	129	137	137	112	99	100	104	103	102	103	102	105	107	110	110	112	112	112	111	110	110	110	113	116	119	120	123	122
長崎県	113	123	132	139	112	122	136	139	147	146	122	109	111	114	115	113	114	115	117	119	122	121	123	122	123	122	122	121	122	124	127	130	131	134	134
本土	113	122	131	136	109	119	132	137	146	144	119	105	107	112	112	111	113	112	115	116	117	117	120	119	119	118	119	119	119	124	128	130	130	133	133
離島	120	131	142	156	134	143	159	162	169	172	151	136	136	136	138	138	138	138	139	140	142	143	144	145	143	143	141	142	142	142	145	147	143	151	151
下五島	119	130	138	156	139	145	159	161	167	169	147	134	134	134	134	134	134	134	134	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	144	144	144	150	150
上五島	126	133	141	153	136	141	161	167	175	174	152	140	140	140	140	140	140	140	140	140	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143	149	149	149	154	154
壱岐	119	129	143	155	130	138	155	157	166	169	152	137	137	137	137	137	137	137	140	140	144	144	144	146	141	137	131	135	135	135	136	140	140	140	140
対馬	121	133	143	157	135	148	163	167	173	176	153	137	135	135	142	142	142	142	141	142	142	146	147	149	148	149	149	149	149	150	152	154	142	157	157
内軽油引取税	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1
消費税内税表示	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	8%	8%	8%

※平成17～26年度は年度平均価格

（単位：円／L）

	30年度												元年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	122	126	130	131	131	132	136	136	130	125	124	129	127	131	130	127	126	124	129	127	128	130	130	127
長崎県	133	136	143	142	144	143	147	149	146	140	137	142	140	141	142	139	137	135	139	138	139	140	144	139
本土	133	138	142	142	142	144	147	146	141	136	136	140	138	140	138	137	135	133	136	135	136	140	140	135
離島	151	151	156	156	158	158	162	163	159	155	154	156	154	155	155	154	154	153	154	154	154	157	157	149
下五島	150	150	155	155	162	162	168	182	163	163	159	159	154	154	154	154	154	154	155	156	156	162	162	156
上五島	154	154	159	159	164	164	172	187	167	167	167	167	167	167	167	167	167	162	164	164	164	164	169	160
壱岐	140	140	146	146	146	147	154	175	154	146	146	146	148	150	148	148	148	147	149	147	150	155	153	148
対馬	158	157	162	162	163	162	162	182	158	153	153	153	153	154	156	153	153	153	154	153	153	153	153	140
内軽油引取税	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1
消費税内税表示	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

※「全国」、「長崎県」・・・資源エネルギー庁公表

「本土」・・・県独自調査（H24.3以前は県石油商業組合発表）

「離島」以下・・・県独自調査

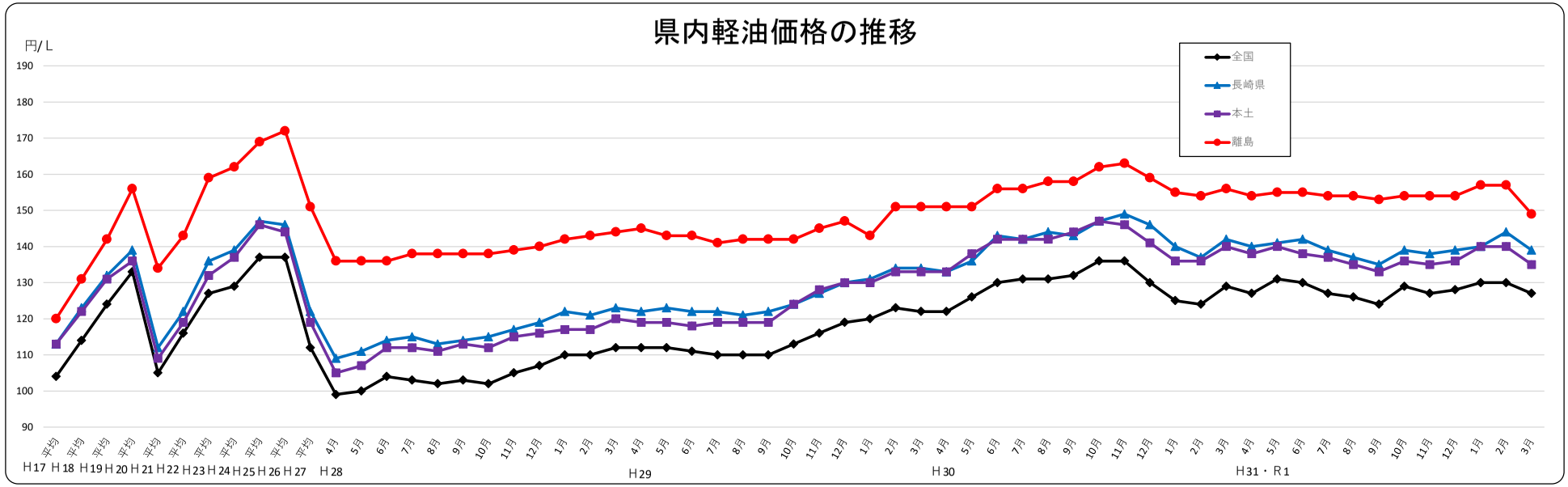

灯油の店頭小売価格の推移

	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年度												29年度											
	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	1,247	1,434	1,560	1,775	1,225	1,437	1,652	1,692	1,819	1,809	1,380	1,115	1,121	1,152	1,156	1,148	1,151	1,146	1,186	1,290	1,387	1,406	1,408	1,399	1,393	1,381	1,371	1,369	1,369	1,398	1,456	1,513	1,525	1,586	1,585
長崎県	1,332	1,543	1,640	1,822	1,286	1,512	1,721	1,765	1,903	1,910	1,532	1,256	1,284	1,295	1,300	1,275	1,286	1,286	1,311	1,369	1,458	1,466	1,489	1,488	1,492	1,480	1,481	1,459	1,479	1,480	1,550	1,602	1,622	1,691	1,681
本土	1,311	1,485	1,604	1,758	1,231	1,453	1,665	1,717	1,846	1,872	1,484	1,197	1,206	1,225	1,261	1,225	1,227	1,226	1,251	1,355	1,415	1,435	1,446	1,444	1,446	1,443	1,439	1,435	1,439	1,465	1,522	1,562	1,587	1,641	1,632
離島	1,486	1,763	1,939	2,125	1,584	1,767	2,034	2,066	2,202	2,212	1,870	1,584	1,571	1,566	1,615	1,604	1,615	1,615	1,632	1,677	1,719	1,741	1,752	1,772	1,731	1,714	1,682	1,682	1,696	1,711	1,728	1,807	1,820	1,890	1,890
下五島	1,466	1,733	1,913	2,103	1,433	1,639	1,910	1,990	2,108	2,162	1,785	1,482	1,482	1,482	1,482	1,437	1,482	1,482	1,482	1,576	1,576	1,576	1,576	1,576	1,576	1,576	1,576	1,576	1,576	1,576	1,608	1,608	1,608	1,769	1,753
上五島	1,633	1,817	1,936	2,129	1,693	1,742	2,092	1,958	2,133	2,135	1,783	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,548	1,548	1,548	1,548	1,548	1,548	1,548	1,548	1,548	1,548	1,548	1,548	1,548	1,548	1,700	1,710	1,800	1,800
壱岐	1,406	1,660	1,840	2,090	1,584	1,765	2,039	2,042	2,221	2,238	1,916	1,629	1,629	1,629	1,629	1,629	1,629	1,629	1,697	1,697	1,872	1,827	1,827	1,872	1,773	1,719	1,575	1,575	1,631	1,631	1,665	1,809	1,809	1,809	1,809
対馬	1,603	1,882	2,050	2,170	1,641	1,861	2,091	2,177	2,267	2,254	1,926	1,633	1,598	1,585	1,717	1,716	1,717	1,717	1,717	1,773	1,770	1,858	1,887	1,980	1,868	1,858	1,868	1,868	1,868	1,910	1,910	1,974	2,004	2,064	2,064

※平成17～27年度は年度平均価格

（単位：円／18L）

	30年度												元年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	1,579	1,606	1,667	1,670	1,675	1,685	1,751	1,779	1,687	1,614	1,595	1,613	1,622	1,674	1,665	1,642	1,637	1,619	1,665	1,650	1,656	1,685	1,693	1,649
長崎県	1,665	1,680	1,764	1,764	1,795	1,779	1,830	1,907	1,862	1,758	1,716	1,723	1,747	1,752	1,775	1,752	1,752	1,730	1,745	1,740	1,753	1,771	1,834	1,767
本土	1,645	1,678	1,731	1,742	1,742	1,763	1,830	1,837	1,735	1,690	1,677	1,682	1,680	1,708	1,718	1,704	1,692	1,689	1,722	1,697	1,699	1,746	1,750	1,701
離島	1,892	1,890	1,986	1,975	2,023	2,026	2,092	2,108	2,034	1,998	1,963	1,964	1,972	1,976	1,981	1,968	1,968	1,953	1,970	1,970	1,979	2,021	2,026	1,863
下五島	1,753	1,753	1,847	1,802	1,958	1,958	2,062	2,062	1,936	1,963	1,900	1,900	1,847	1,802	1,847	1,847	1,847	1,847	1,865	1,881	1,881	1,985	1,985	1,861
上五島	1,800	1,800	1,900	1,900	2,000	2,000	2,100	2,100	2,010	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,900	1,940	1,940	1,940	1,940	2,040	1,900
壱岐	1,809	1,809	1,962	1,962	1,962	1,980	2,088	2,142	2,088	1,989	1,944	1,944	1,980	2,016	1,989	1,989	1,989	1,980	1,980	1,980	2,016	2,088	2,061	1,971
対馬	2,070	2,064	2,124	2,124	2,130	2,124	2,124	2,130	2,097	2,040	2,038	2,040	2,040	2,058	2,058	2,025	2,023	2,023	2,043	2,033	2,033	2,027	2,027	1,780

※「全国」、「長崎県」･･･資源エネルギー庁公表

「本土」･･･県独自調査（H24.3以前は県石油商業組合発表）

「離島」以下･･･県独自調査

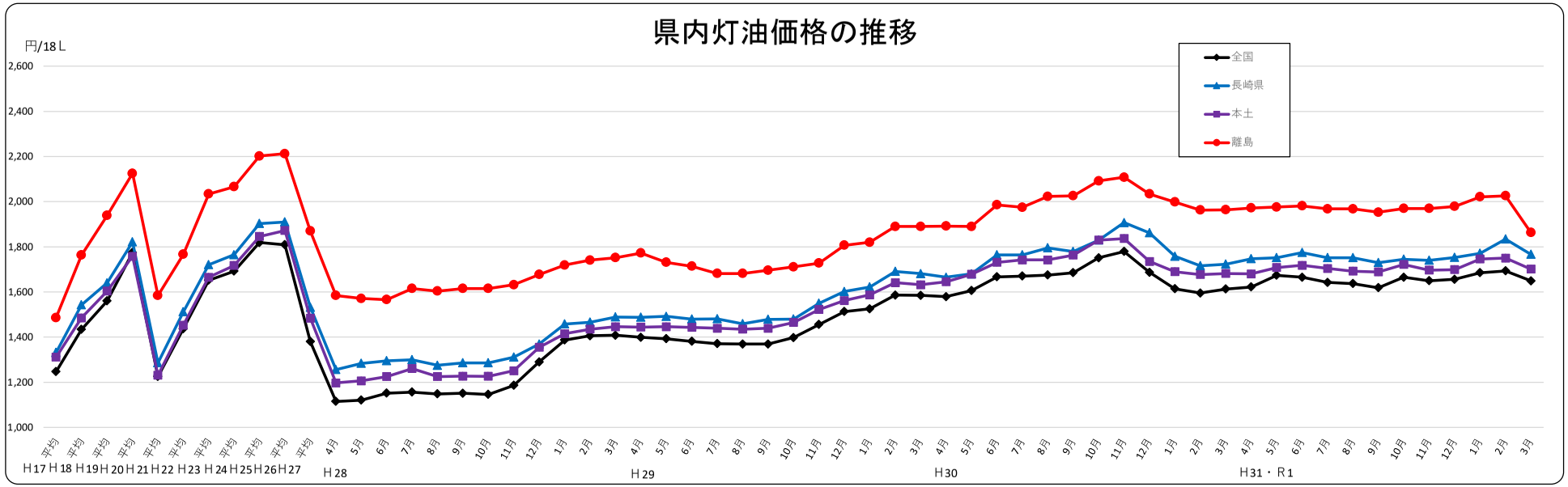

資料2-13

半島航路の維持・確保について

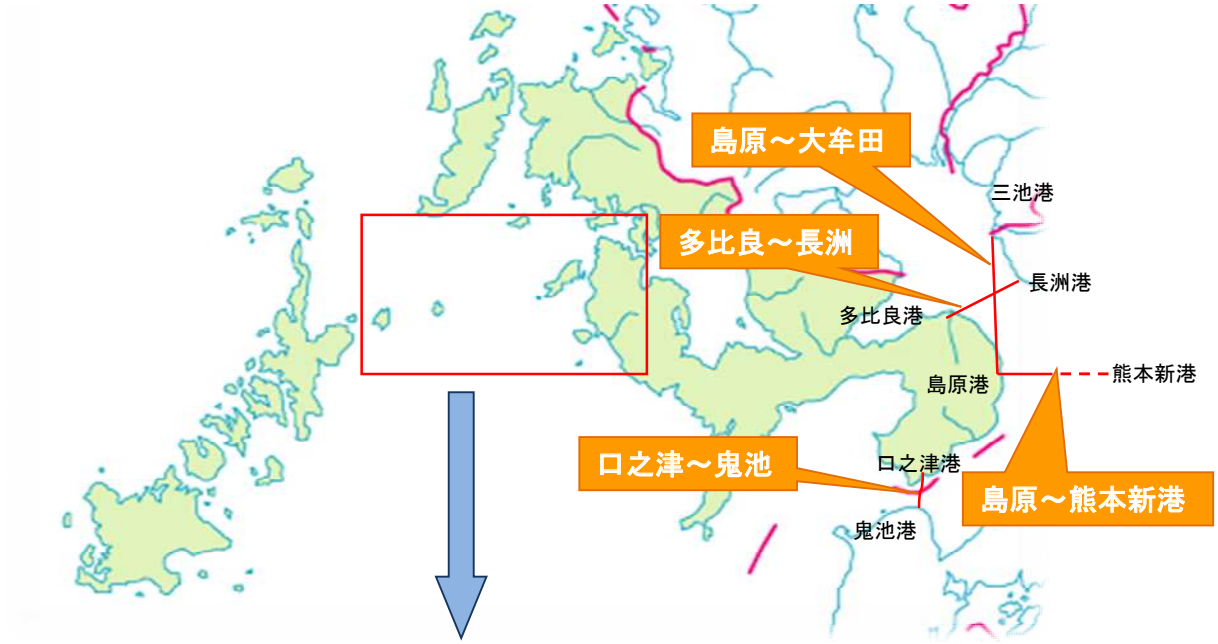

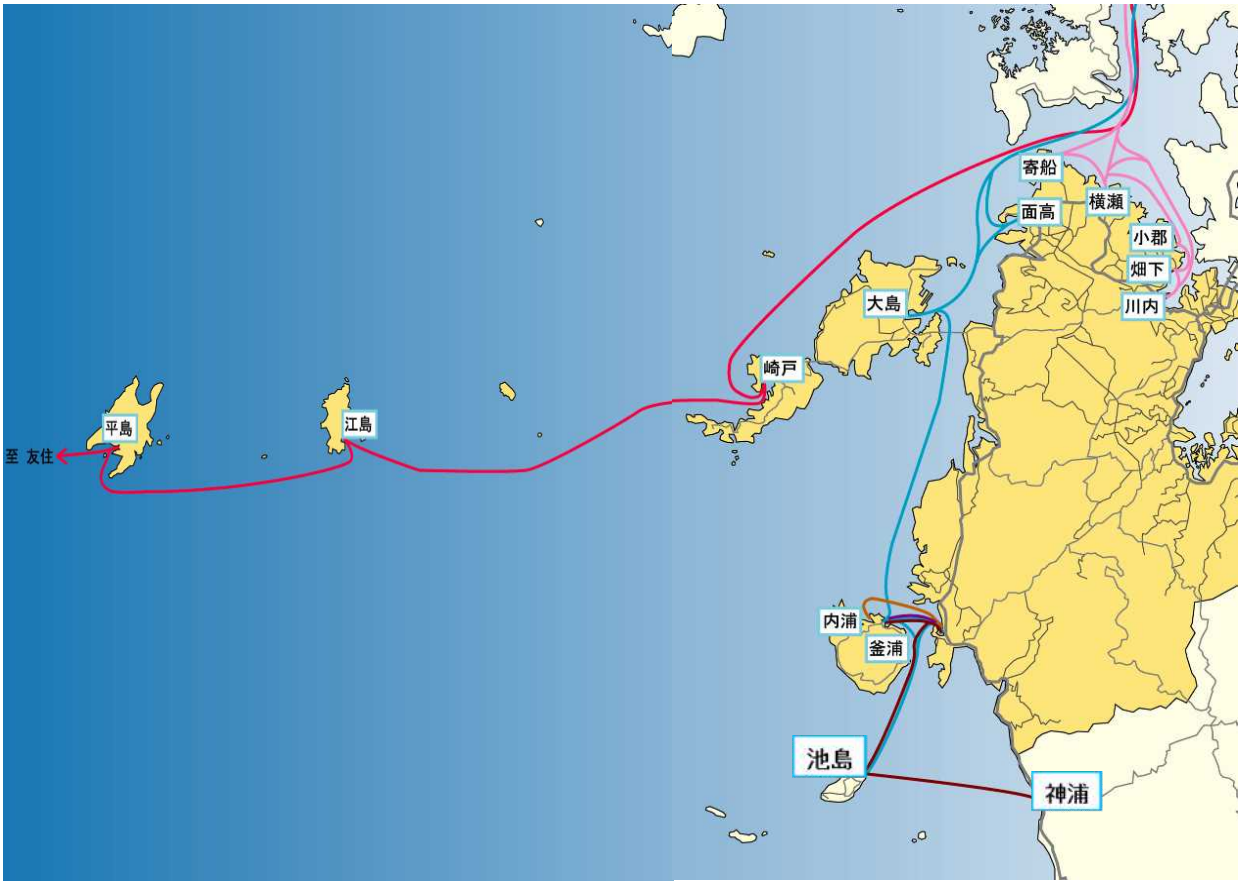

資料2-14

明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	萩反射炉	山口県萩市
2	恵美須ヶ鼻造船所跡	〃
3	大板山たたら製鉄遺跡	〃
4	萩城下町	〃
5	松下村塾	〃
6	旧集成館	鹿児島県鹿児島市
7	寺山炭窯跡	〃
8	関吉の疎水溝	〃
9	韮山反射炉	静岡県伊豆の国市
10	橋野鉄鉱山・高炉跡	岩手県釜石市
11	三重津海軍所跡	佐賀県佐賀市
12	小菅修船場跡	長崎県長崎市
13	三菱長崎造船所第三船渠	〃
14	三菱長崎造船所ジャイアント・カンチレバークレーン	〃
15	三菱長崎造船所旧木型場	〃
16	三菱長崎造船所占勝閣	〃
17	高島炭坑	〃
18	端島炭坑	〃
19	旧グラバー住宅	〃
20	三池炭鉱・三池港	福岡県大牟田市 熊本県荒尾市
21	三角西（旧）港	熊本県宇城市
22	官営八幡製鐵所	福岡県北九州市
23	遠賀川水源地ポンプ室	福岡県中間市

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	原城跡	長崎県南島原市
2	平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）	長崎県平戸市
3	平戸の聖地と集落（中江ノ島）	長崎県平戸市
4	天草の崎津集落	熊本県天草市
5	外海の出津集落	長崎県長崎市
6	外海の大野集落	長崎県長崎市
7	黒島の集落	長崎県佐世保市
8	野崎島の集落跡	長崎県北松浦郡小値賀町
9	頭ヶ島の集落	長崎県南松浦郡新上五島町
10	久賀島の集落	長崎県五島市
11	奈留島の江上集落 （江上天主堂とその周辺）	長崎県五島市
12	大浦天主堂	長崎県長崎市

資料2-15

長崎県内過疎法適用市の財政状況

（単位：千円）
H30決算

団体名	過疎種類	過疎地域人口（人）（H27国調）	歳入総額	うち地方債	うち過疎債
長崎市	一部過疎	10,272	211,045,012	25,130,575	1,097,200
佐世保市	一部過疎	27,181	123,389,520	9,855,100	495,500
島原市	法適過疎	45,436	23,345,399	2,552,560	419,800
平戸市	法適過疎	31,920	25,197,743	2,492,300	908,400
松浦市	法適過疎	23,309	21,234,947	1,593,300	319,100
対馬市	法適過疎	31,457	32,497,322	4,452,900	1,472,100
壱岐市	法適過疎	27,103	26,797,021	3,204,900	924,900
五島市	法適過疎	37,327	33,536,476	3,857,600	767,000
西海市	法適過疎	28,691	22,768,698	2,949,000	1,170,000
雲仙市	法適過疎（みなし過疎）	44,115	29,406,037	3,167,400	613,700
南島原市	法適過疎	46,535	32,684,824	3,840,000	658,700
長崎県都市計		353,346	581,902,999	63,095,635	8,846,400

第３　国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言

国民健康保険制度及び高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

１．医療保険制度改革について

（１）国民健康保険制度について

現在の国民健康保険の構造的課題に対応し、国民健康保険制度の将来的な安定化を図るため、都道府県と市町村の役割をはじめとする国民健康保険の運営について、引き続き市町村の意見を十分聞きながら、具体的な調整を行うこと。また、以前、国において、医療費適正化インセンティブ機能を強化する方向性が示され、既往の普通調整交付金の役割や配分方法を見直す検討がされていたが、今後もこれを見直すことなく必要な財政支援を行ったうえで、国民健康保険制度の財政基盤の強化を図ること。

あわせて、今後も引き続き国民健康保険制度のあり方について、地方との協議により見直しを行い、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

（２）高齢者医療制度について

高齢者医療制度の見直しにあたっては、国民健康保険の負担とならないよう十分検討すると同時に、細部にわたる制度設計の検証及び周知広報、国民の合意を得るための期間や手法などについて、事前に市町村及び関係団体との協議を行うなど、くれぐれも拙速な制度移行とならないよう十分に配慮すること。

（３）低所得者対策について

低所得者対策として保険料(税)の政令減額制度を抜本的に見直し、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。また、平成２２年度から施行された非自発的失業者に係る保険料(税)の軽減及び減免措置については、県や市に負担を負わせるものであるため、全額、国において財政措置を講じるよう早期に見直しを行うこと。

２．当面の措置及び制度運営について

（１）新たな財政措置について

将来にわたり国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、必要な財政措置を講じること。

また、制度改正に当たっては、電算システムの改修経費等について必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について早期に情報提供すること。

（２）減額措置の廃止について

未就学児に係る医療費助成については、平成３０年度から国保の減額調整が廃止されることとなったが、小学生等を対象とした医療費助成や障害者医療等の各種医療費助成制度等市町村単独事業（現物給付化）の実施に伴う療養給付費等負担金及び普通調整交付金の減額措置についても廃止すること。

（資料 3-1 参照）

（３）国民健康保険税（料）における賦課・徴収制度について

現行の国民健康保険制度にあっては、保険税（料）は被保険者の住民基本台帳に記載された世帯主に賦課されることから、世帯主以外の被保険者に高額収入がある場合、世帯主の租税負担能力以上の賦課や高額滞納案件に繋がるケースが見受けられる。

税負担の公平性の観点から、収入・財産がある世帯主以外の被保険者からの賦課・徴収ができるような制度改正を行うこと。

３．特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて

特定健康診査・特定保健指導の実施に係る費用については、実態に応じた助成額に見直すよう事務費を含め適切な助成措置を講じること。

資料3−1

減額措置の状況

※　福祉医療費助成制度（未就学児に係る助成分を除く）の現物給付における減額状況

	平成30年度の実績		平成30年度に減額された金額（円）		
	対象	対象者数（31年3月末）人	療養給付費等負担金	国財政調整交付金	計
長崎市	小学生 ひとり親等 重度心身障	2,688 2,350 2,968	4,728,730 11,416,169 103,635,082	2,909,361 6,423,606 59,213,000	7,638,091 17,839,775 162,848,082
平戸市	小・中学生	459	558,063	110,543	668,606
対馬市	小・中学生	542	697,617	215,419	913,036

第４　地域医療保健の充実強化に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

１．地域医療における医師確保対策等について

（１）医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に離島や過疎地域などにおいては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心で安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、新専門医制度については、医師偏在を助長することがないよう検証を行うとともに必要な措置を講じること。

（資料 4-1 参照）

（２）自治体病院・診療所への支援について

自治体病院・診療所は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域に応じた医療はもとより救急や、民間医療機関による提供が困難な不採算部門の医療を提供していることから経営状況が悪化している。

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

また、地域医療構想に係る取組みの推進については、地域住民の不安や医療現場の混乱を招かぬよう慎重かつ丁寧に行うとともに、地方の取組みに対する必要な支援を行うこと。

特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに地方交付税所要額を確保すること。

さらに、新型コロナウイルス感染症のように全国的に広がりをみせる感染症対策については、自治体病院等の負担が大きくなることから、国の主導のもと適切な対応を行うとともに、十分な財政措置等を講じること。

（３）救急医療対策等に対する地方交付税所要額等の確保について

自治体病院は救急医療を担っているが、財政的負担が大きいため、自治体病院事業に対する地方交付税所要額を確保すること。

また、病院群輪番制病院は、夜間・休日等の二次救急医療体制を担っており、総合周産期母子医療センターは、24時間体制で高度な周産期医療を提供するほか、地域の周産期医療機関との連携及び周産期医療を担う医師の人材育成などの重要な役割を担っているため、それらの医療提供体制整備等のために交付される「医療提供体制推進事業費補助金」について、所要額を確保すること。

さらに、病床の機能分化・連携の促進や在宅医療・介護サービスの充実などを行うための事業は、今後一層必要性が高まることから、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、県が実施する基金事業の財源となる医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金についても、その所要額を確保すること。

資料4−1

従業地別医師数・主たる診療科

医療圏区分	人口 (R2.4.1)	医師数 (実数)	人口10万対率	うち医療施設 従事医師数	診療科目内訳				
					内科	小児科	外科	産婦人科	その他
長崎医療圏	504,973	2,076	411.1	2,052	361	88	130	69	1,404
佐世保県北医療圏	308,722	756	244.9	738	158	36	60	29	455
県央医療圏	264,360	831	314.3	817	155	67	55	30	510
県南医療圏	126,971	244	192.2	243	60	6	25	10	142
五島医療圏	34,646	75	216.5	71	24	3	5	4	35
上五島医療圏	19,963	31	155.3	29	16	2	5	2	4
壱岐医療圏	25,058	41	163.6	43	16	3	2	1	21
対馬医療圏	28,844	54	187.2	49	25	3	6	3	12
長崎県計	1,313,537	4,108	312.7	4,042	815	208	288	148	2,583
全　　国		327,210	258.8						

※厚生労働省医療統計（H30.12.31）より抜粋
※医師数（実数）には、その他の職業に従事する者及び無職の者も含む

第５　福祉施策の充実強化に関する提言

福祉施策の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

１．保健福祉施策等の充実強化について

（１）子ども福祉医療費制度の創設について

各都道府県の要綱等に基づき実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないようにし、また、すべての子どもたちが全国一律に安心して医療を受けられるよう、国の制度として創設すること。

（２）幼稚園・保育所・認定こども園の所管省庁の一本化について

子ども・子育て支援新制度は、内閣府が中心的役割を担い、各省庁と連携を図りながら推進することとされているが、幼保一元化等の子育て支援施策を効率的かつ速やかに進めるために、幼稚園・保育所・認定こども園に係る所管省庁を一本化すること。

（３）国民年金被保険者の相談等に対応するための体制整備について

国の責任において相談拠点を新設するとともに年金相談等の業務を行う市町村に必要な情報を提供する体制を継続・充実するなど、国の責務としての執行体制を十分に整備すること。

また、市町村が行う年金業務に変更がある場合は、国は市町村に対し事前に十分な情報提供・協議を緊密に行うこと。

（４）生活保護制度の費用負担について

生活保護に係る費用負担については、憲法に基づき、国が保障する事項であることから、全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による負担増に対し、国庫負担率の引き上げを行うなどの財政措置を講ずること。

（５）保育所等への看護師の配置について

保育所等に保育業務を兼務しない、看護業務専任の看護師を配置するための運営費の加算措置を講ずること。

２．障害者福祉施策の充実強化について

（１）地域生活支援事業に係る財政支援の強化について

地域生活支援事業については、その実施を担保するため、所要額に対する補助率（国１／２）の確保とその配分を前提とした国庫補助の見直しを行うとともに、市町村それぞれの実情に応じた必要な取り組みが充分に実施できるよう、財政支援を強化すること。

また、個別給付である移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス及びストマ装具給付については、利用者数が多く全国一律に保障すべき事業であるため、現行の地域生活支援事業ではなく自立支援給付として実施すること。

（資料5-1参照）

３．放課後児童クラブに係る財政支援の充実について

子ども・子育て支援事業における放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう強く要請する。

（１）放課後児童クラブを利用する父母がいない児童、母子家庭児童、父子家庭児童、生活保護受給世帯や就学援助受給世帯の児童などの経済的負担を軽減するため利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。

（２）小規模な放課後児童クラブへの支援の拡充を行うこと。

（３）借家で運営している既存クラブへの賃借料の助成について、補助制度の対象とすること。

４．在宅福祉事業費補助金における補助対象老人クラブの会員数の基準緩和について

老人クラブ数は、後継者不足等による解散により年々減少しており、会員数が国の基準である３０人を下回るクラブも出ている。また、新規設立にあたり、３０人以上の基準を満たすことが難しく、立ち上げに至らないケースがある。

老人クラブは、地域の清掃活動や見守り活動等を通して、地域社会の重要な役割を担っている。老人クラブ数の減少により、地域活動の衰退につながることが懸念される。

ついては、在宅福祉事業費補助金における補助対象となる老人クラブの会員数の基準（おおむね３０人以上）を、老人クラブの会員数が高齢化により減少している現状を勘案して、おおむね１５人以上に緩和すること。

５．民生委員・児童委員の担い手の確保について

近年の地域社会においては、急速な高齢化や単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化が進み、孤立死や児童虐待、引きこもりなどの問題が増加している。

このような中、生活困窮者自立支援制度をはじめ、高齢者等をターゲットにした悪質商法の被害防止への対応、避難行動要支援者への支援など、新たに担うべき役割は増加している。

一方で、委員自身の高齢化や活動の負担増、制度の重要性が十分に周知されていないことなどから、民生委員・児童委員の担い手は全国的にも確保が難しい状況にある。

これらのことから、民生委員・児童委員の担い手を確保するため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

（１）民生委員・児童委員に対する支援の強化

令和２年度から民生委員活動費１人あたりの交付税措置が６０，２００円に増額される見込みであるが、各自治体においては、活動の実態を踏まえ、単独で財政支援を行っている。

民生委員・児童委員が担う活動等への期待がますます高まる中、活動の対象や範囲も拡大している状況にあり、担い手の確保が困難になっていることから、今後、民生委員・児童委員の負担を考慮し、現状に見合った活動費の抜本的な見直しを行うなど、必要な対策を講じること。

（２）民生委員・児童委員活動の周知

民生委員・児童委員制度の理解を深めるため広報やテレビ番組等で、民生委員・児童委員の活動を更に国民・住民へ周知すること。

また、企業等に対して、労働者の委員就任など、積極的に協力できる環境づくりに配慮するため、民生委員・児童委員制度への理解と働きかけを講じること。

（３）活動しやすい環境づくり

民生委員の関わり方として、法律や通知には「連携や協力」と規定されているが、具体的な内容が記されていないため、現場の解釈により民生委員が活動されている場合もあり、活動の基準を国において定めること。

また、民生委員が個人情報を取扱う際の取扱基準を制定し、手順や指針を示すこと。

（資料5-2参照）

資料5-1

令和元年度 地域生活支援事業費（実績）

（単位：円）

市 名	事業費負担内訳							負担超過額※	事業費の内、自立支援給付へ要望する事業				
	事業費	国 費	負担割合（%）	県 費	負担割合（%）	市 費	負担割合（%）	市の負担率（事業費の1/4）との差額	計	移動支援事業	日中一時支援事業	訪問入浴サービス	ストマ装具給付
長崎市	347,708,444	117,420,000	33.8	58,710,000	16.9	171,578,444	49.3	84,651,333	241,325,096	134,322,126	9,404,645	13,633,138	83,965,187
佐世保市	125,536,444	44,415,000	35.4	22,207,000	17.7	58,914,444	46.9	27,530,333	86,540,253	10,681,060	4,898,220	8,161,250	62,799,723
島原市	30,310,302	13,715,000	45.2	6,236,000	20.6	10,359,302	34.2	2,781,726	19,692,033	4,068,235	777,202	4,750,000	10,096,596
諫早市	84,373,111	28,979,000	34.3	14,489,000	17.2	40,905,111	48.5	19,811,833	55,082,892	12,385,147	14,351,114	540,000	27,806,631
大村市	80,873,176	27,348,000	33.8	13,674,000	16.9	39,851,176	49.3	19,632,882	36,725,945	8,253,494	7,242,398	0	21,230,053
平戸市	38,897,385	12,615,000	32.4	6,307,000	16.2	19,975,385	51.4	10,251,039	30,980,497	24,283,830	280,899	596,250	5,819,518
松浦市	16,517,647	6,672,000	40.4	3,336,000	20.2	6,509,647	39.4	2,380,235	15,263,768	7,290,770	149,674	2,225,000	5,598,324
対馬市	39,434,031	14,170,000	35.9	7,084,000	18.0	18,180,031	46.1	8,321,523	30,137,667	18,444,380	2,517,060	3,350,000	5,826,227
壱岐市	73,122,023	26,033,000	35.6	13,016,000	17.8	34,073,023	46.6	15,792,517	69,217,405	22,777,430	40,477,831	0	5,962,144
五島市	42,587,545	15,186,000	35.7	7,558,000	17.7	19,843,545	46.6	9,196,659	10,105,521	1,231,785	1,707,650	0	7,166,086
西海市	16,554,002	5,356,000	32.4	2,678,000	16.2	8,520,002	51.4	4,381,501	8,763,096	448,780	3,296,066	0	5,018,250
雲仙市	31,386,370	10,800,000	34.4	5,400,000	17.2	15,186,370	48.4	7,339,777	17,183,062	6,994,315	1,236,933	0	8,951,814
南島原市	37,423,149	11,639,000	31.1	5,819,000	15.5	19,965,149	53.4	10,609,362	17,496,875	1,345,339	1,039,985	4,633,580	10,477,971
合 計	964,723,629	334,348,000	34.7	166,514,000	17.3	463,861,629	48.0	222,680,720	638,514,110	252,526,691	87,379,677	37,889,218	260,718,524

※地域生活支援事業の「負担超過額」は、国（50/100）、県（25/100）の補助を基準として算定。

資料5−2

民生委員・児童委員配置状況

R2.4.1現在
（単位：人）

市町名	定数			充足数			欠員数		
	計	一般	主任	計	一般	主任	計	一般	主任
長崎市	1,012	920	92	964	877	87	48	43	5
佐世保市	628	560	68	603	536	67	25	24	1
島原市	111	97	14	110	96	14	1	1	0
諫早市	322	290	32	300	268	32	22	22	0
大村市	191	179	12	174	162	12	17	17	0
平戸市	128	108	20	126	106	20	2	2	0
松浦市	94	82	12	94	82	12	0	0	0
対馬市	137	124	13	134	121	13	3	3	0
壱岐市	95	87	8	95	87	8	0	0	0
五島市	168	146	22	150	133	17	18	13	5
西海市	109	99	10	108	98	10	1	1	0
雲仙市	136	122	14	136	122	14	0	0	0
南島原市	161	145	16	160	144	16	1	1	0
合計	3,292	2,959	333	3,154	2,832	322	138	127	11

第６　介護保険制度等に関する提言

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について積極的に検討を加えるよう要請する。

１．第１号被保険者の保険料について

第１号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

（資料 6-1 参照）

２．介護従事者の人材確保について

介護の現場においては慢性的な介護従事者の不足及び離職率の高さなどが問題になっており、人材不足による介護サービスの質の低下やサービス提供体制の確保への影響が懸念されていることから、介護従事者の人材確保、育成及び定着につながる対策を引き続き確実に実施すること。

資料6-1

長崎県内の介護保険料基準額の状況

（単位:円）

	第6期 (H27～H29)	段階数	第7期 (H30～R2)	段階数	改定率
長崎市	6,083	9	6,800	10	11.8 %
佐世保市	5,722	9	5,822	9	1.7 %
諫早市	5,170	9	5,970	9	15.5 %
大村市	5,600	9	5,800	9	3.6 %
平戸市	5,580	9	6,175	9	10.7 %
松浦市	5,520	11	5,592	11	1.3 %
対馬市	5,700	10	6,300	10	10.5 %
壱岐市	5,262	9	6,145	9	16.8 %
五島市	6,233	9	6,760	9	8.5 %
西海市	5,500	9	5,925	9	7.7 %
島原地域広域市町村圏組合	5,791	10	6,500	10	12.2 %
平均	5,651	－	6,163	－	9.1 %

第７　生活環境の保全・整備等の充実に関する提言

生活環境の保全・整備等の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

１．九州大学地震火山観測研究センターにおける雲仙岳の火山監視・観測・研究体制の充実強化について

雲仙岳の継続的な監視・観測・研究活動は、災害に強いまちづくりを推進する上で必要不可欠であることから、九州大学地震火山観測研究センターの存置により、雲仙岳における火山監視・観測・研究体制のさらなる充実・強化を図るよう強く要請する。

第８　九州新幹線等の整備促進に関する提言

九州新幹線等の整備を促進することにより、九州における一体的な経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

（資料 8-1 参照）

１．九州新幹線西九州ルートの着実な整備について

九州新幹線西九州ルートについては、平成２４年６月に、武雄温泉～長崎間を、標準軌（フル規格）により整備する内容の認可がなされ、現在、トンネル・橋梁・設備工事などが進められている。

地元において果たすべき役割については努力を惜しまない所存であるので、次の事項について特段の配慮をすること。

（１）令和４年度の開業を着実に行うこと。

（２）令和元年８月、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」により基本方針として示された「全線フル規格」による整備の早期着手と、それに向けた地方負担や並行在来線等の課題解決に向けた方策を示すとともに、令和３年度予算において必要な調査費等の確保を図ること。

（３）国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという特殊事情を考慮して、「全線フル規格（新鳥栖－武雄温泉間）」の整備費用の追加負担分について、国の責任において沿線自治体の負担軽減や財源確保の検討を進めること。

（４）JR 九州に対して暫定開業の時期や運行計画について早期に示すよう働きかけるとともに、利用料金など利用者への運行サービスの低下が生じないよう調整を図ること。

（５）公共事業の重点的配分等による建設財源の安定的確保及び地域負担の軽減を図ること。

（６）令和４年度の武雄温泉～長崎間の開業に向けて沿線各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び官民が行う新幹線開業効果を高めるための取組への支援拡充を行うこと。

２．県下幹線鉄道の整備改善について

九州新幹線西九州ルートの整備に際しては、ＪＲ佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、長崎県において平成４年11月に示された「九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」を踏まえた佐世保線の整備改良及び大村線の輸送改善のため次の事項の実現に努めること。

（１）西九州ルート対面乗換方式開業に伴う諸課題等への要望について

① 肥前山口～武雄温泉間の複線化が大町～高橋間に限定されることにより、佐世保～博多間の特急みどりの所要時間及び長崎～博多間のリレー特急の計画所要時間に悪い影響を及ぼさないようにすること。

② 長崎県下の都市を結ぶ大村線の表定速度改善など、輸送力の強化を図ること。

（２）フル規格新幹線に関する要望について

① 西九州ルートの全線フル規格を進めていく場合は、佐世保～武雄温泉間を含めた並行在来線問題については、一体的なのものとして取り扱うこと。

② 長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、これまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州ルートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送改善方策の推進を行うこと。

３．地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要不可欠である。しかしながら、ここ数年、要綱に基づく確実な補助が受けられない場合があり、特に車両検査については今後も国庫補助の予算確保が厳しく、車両検査以外の事業についても今年度と同様に補助率の切り下げ等の調整を行わざるを得ないとの見通しが示されている。

このような状況を踏まえ、施設整備の補助制度においては、車両を含めた鉄道施設の整備に対し必要な予算を確保され、国の要綱に定める補助率上限での確実な支援並びに国庫補助率の嵩上げ及び地方負担に係る財源措置の拡充等、支援策の充実を図ること。

資料8−1

九州新幹線西九州ルート概要図
(令和４年度暫定開業時)

暫定開業時の博多～長崎間の所要時間

最速１時間 20 分（現行「特急かもめ」最速１時間 48 分より 28 分短縮）

【国土交通省試算】

第９　高速道路網等の整備促進に関する提言

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

１．道路整備の安定的財源確保について

中央と地方における公共交通機関などの移動格差を十分認識した上で、地方が真に必要とする海路及び道路整備が推進できるように必要な財源の充実強化を図ること。

地方創生に資する道路整備を重点的かつ計画的に推進するため、公共事業関係費を増額するとともに安定的かつ持続的な道路整備に必要な予算を確保すること。

（資料 9-1 参照）

２．道路網の整備について　**（資料 9-2 参照）**

（１）高規格幹線道路の整備について

①　西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア　松浦佐々道路（松浦ＩＣから佐々ＩＣ）の早期供用開始に向けた事業促進

イ　佐世保道路（佐々ＩＣから佐世保大塔ＩＣ）の４車線化の供用開始に向けた事業促進

ウ　武雄佐世保道路（佐世保大塔ＩＣから武雄南ＩＣ）の４車線化の早期事業化

②　九州横断自動車道の整備促進

九州横断自動車道長崎大分線は、日本の西端である長崎市と九州北東部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア　長崎ＩＣ～長崎芒塚ＩＣの４車線化の早期供用開始に向けた事業促進

（２）地域高規格道路の整備について

① 島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早ＩＣ間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進

イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期供用に向けた事業促進

ウ 雲仙市瑞穂町から諫早市小野町間の早期供用に向けた事業促進

エ 諫早市小野町から長野町の調査区間の指定

オ 一般県道諫早外環状線（長野町～栗面町）の早期供用

② 島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）の早期事業化

③ 長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現

本路線は、長崎県広域道路整備基本計画に位置付けられ、長崎市と佐世保市の２つの中核都市を約 1 時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには長崎県全体の産業、経済及び文化の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 西彼杵道路（佐世保市～時津町）の早期整備

（ア）時津町日並郷から時津町野田郷間の早期完成

（イ）西海市西彼町大串から時津町日並郷間の早期着手

イ 長崎南北幹線道路（長崎市茂里町～時津町野田郷）の早期事業化

④ 有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）の早期事業化

⑤ 東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）の早期事業化

（有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討）

（３）幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動等に寄与するとともに交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 一般国道２０５号の早期整備

針尾バイパス（江上交差点からハウステンボス入口交差点）の整備促進

② 一般国道５７号の早期整備

ア 一般国道５７号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備

イ 一般国道５７号愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化及び愛野・小浜バイパスの早期事業化

③　一般国道３４号の早期整備

ア　大村諫早拡幅の整備促進

イ　大村拡幅の早期完成

ウ　諫早北バイパスの４車線化の早期事業化

エ　新大工・馬町交差点改良事業の早期完成

④　一般国道３８２号の整備促進

⑤　一般国道３８４号の整備促進

⑥　一般国道３８９号（雲仙市多比良港～南島原市口ノ津港間）の整備促進

（４）架橋の実現について

架橋は、離島や半島の地域の経済・文化の発展、さらには、医療・教育の向上等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

①　九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進

②　嬉娥三島大橋と原島大橋架橋の実現

③　松島架橋の早期実現

④　大村湾横断道路構想の推進

（資料 9-3 参照）

３．道路事業における補助制度の拡充について

道路事業のうち、土地開発基金などにより先行取得した建物補償の買戻しについて、重要度の高い市街地部においては、より柔軟かつ円滑に交渉等の事務を進め、早期完成や計画的な進捗が図れるよう、街路事業と同様の補助の取扱いとすること。

４．社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の緩和について

公共施設の計画的な管理を進める中で、道路等の社会基盤施設（インフラ）等の老朽化対策が全国的な課題となっており、インフラの長寿命化対策に向けた財政措置として、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）等が講じられている。

このうち、社会資本整備総合交付金事業における道路事業（舗装補修）について、平成３０年度より大型車交通量（大型車 250 台／日・1 方向未満）の条件が設けられたが、バス路線等、住民の生活に重要な役割を果たす道路について、補助対象となるよう、条件の緩和を行うこと。

５．地方における無電柱化事業の促進について

無電柱化事業においては、これまで歩道が広い幹線道路などを中心に整備が進められてきたが、近年の社会情勢の変化により、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等を図る上でも事業の必要性はより一層増加している。さらには、平成２８年１２月に「無電柱化の推進に関する法律」が成立、施行され、地方においても無電柱化を推進することが求められている。

しかしながら、無電柱化事業の主な整備手法である電線類地中化は、事業コストが高く道路管理者及び電線管理者の財政負担も大きく、事業期間が長期にわたるなど、円滑な事業進捗に支障をきたしている。

また、地方においては、歩道が無く、狭小な道路が多く存在しており、地上機器の設置スペースなどの技術的な課題の解決が必要不可欠となっている。

このようなことから、無電柱化の推進を国家的重要プロジェクトに位置付け、関係予算を確保するとともに、無電柱化に係る技術的進歩を促し、地方の負担を軽減しながら無電柱化を促進するための総合的かつ積極的支援に取り組むこと。

６．港湾の整備促進について

港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や産業再生、観光振興、離島振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠である。

このようなことから、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）

・地方港湾（島原港、大村港など７７港あり）

７．公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料の免除制度の拡充について

公共事業の用地買収に伴い、必要となる所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料については、土地所有者の負担となっていることから、国の関係機関で調整の上、全国的に統一した免除制度として確立すること。

資料9-1

○道路整備の状況

（単位：%）

		一般国道	都道府県道	市町村道	一般道路計
長崎県	整備率	62.3	57.0	50.9	52.0
	改良率	91.4	62.7	50.9	54.2
全　国	整備率	70.7	61.3	59.3	60.1
	改良率	92.8	70.6	59.3	62.1

※道路統計年報より（平成30年4月1日現在）

○道路関係経費の状況

（単位：千円）

市名	経　費		差	
	２９年度（A）	３０年度（B）	(B)－（A）	(B)／(A)
長崎市	14,019,203	14,030,886	11,683	100.1%
佐世保市	4,494,407	4,392,084	△ 102,323	97.7%
島原市	1,046,200	1,051,310	5,110	100.5%
諫早市	4,772,827	3,520,426	△ 1,252,401	73.8%
大村市	2,203,526	2,062,967	△ 140,559	93.6%
平戸市	2,324,817	2,231,559	△ 93,258	96.0%
松浦市	1,165,008	1,155,492	△ 9,516	99.2%
対馬市	3,442,188	2,247,626	△ 1,194,562	65.3%
壱岐市	2,537,632	3,033,112	495,480	119.5%
五島市	2,181,465	1,926,833	△ 254,632	88.3%
西海市	1,240,028	1,045,785	△ 194,243	84.3%
雲仙市	1,236,099	1,216,815	△ 19,284	98.4%
南島原市	3,617,778	3,546,212	△ 71,566	98.0%
合　計	44,281,178	41,461,107	△ 2,820,071	93.6%

※平成２９・３０年度地方財政状況調査（表７０）より

資料9−2

長崎、西彼杵、佐世保地域

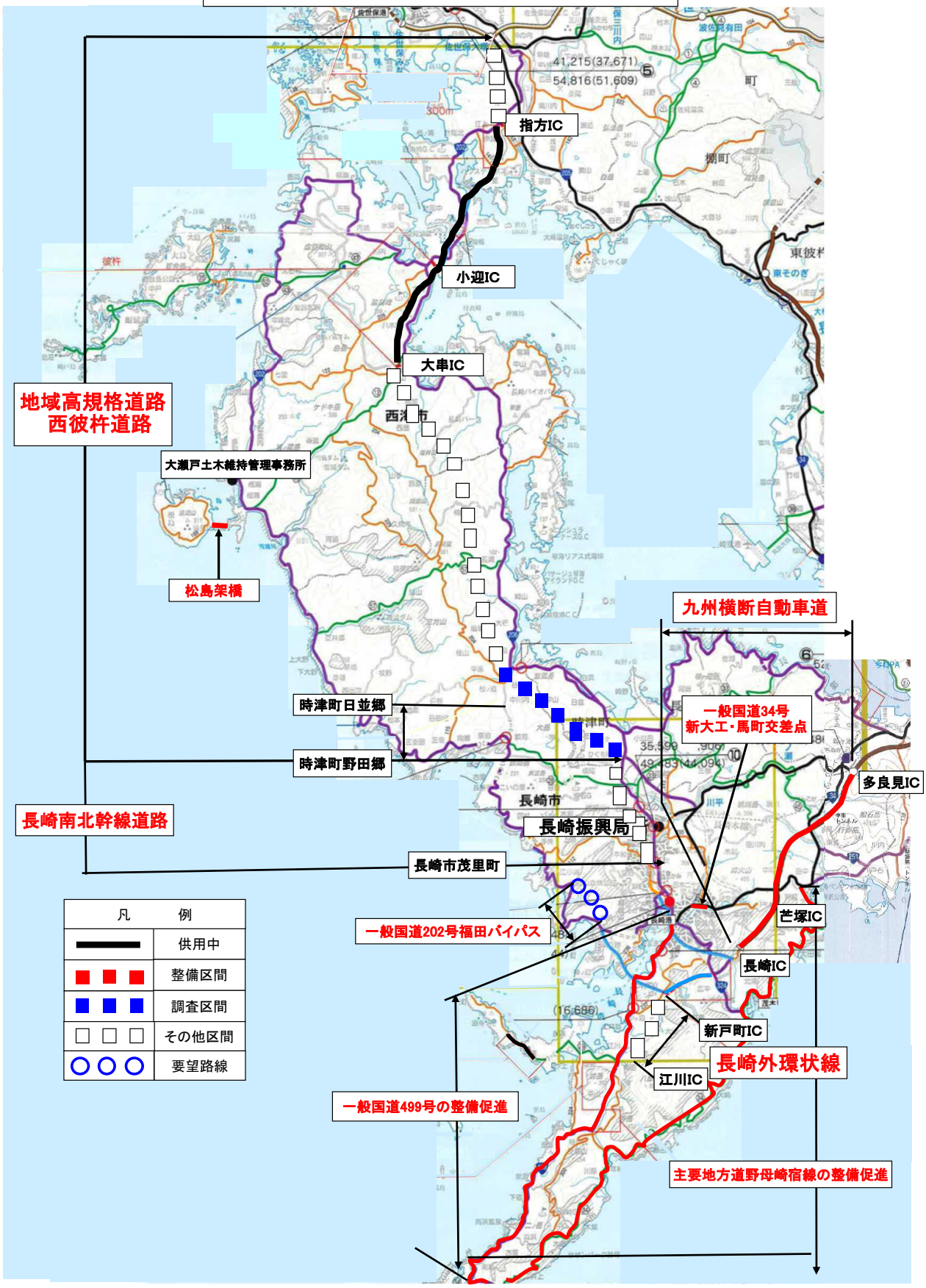

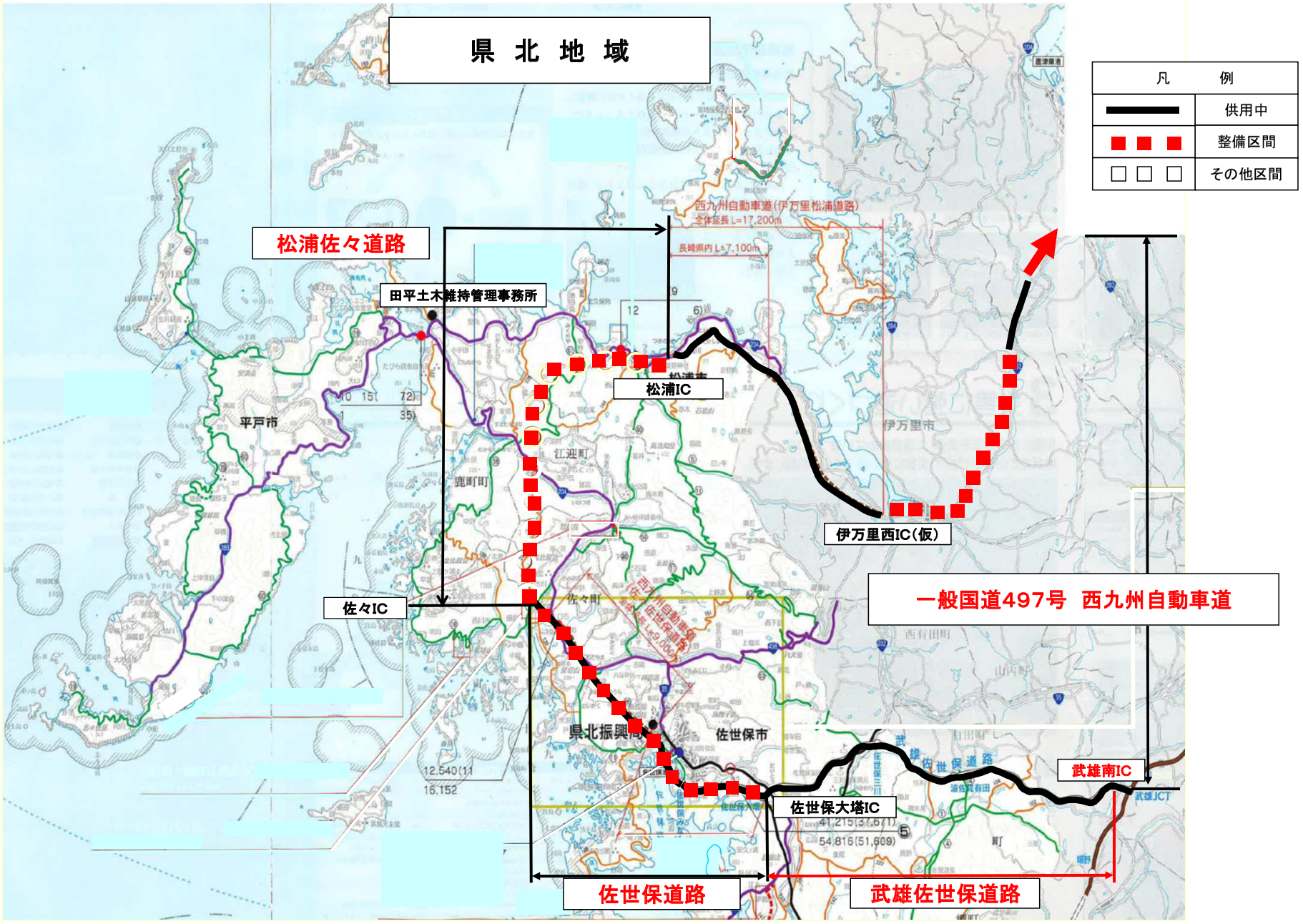
県 北 地 域
凡　例
供用中
整備区間
その他区間
松浦佐々道路
田平土木維持管理事務所
松浦IC
伊万里西IC（仮）
一般国道497号　西九州自動車道
佐々IC
武雄南IC
佐世保大塔IC
佐世保道路
武雄佐世保道路
平戸市
江迎町
鹿町町
佐々町
県北振興局
佐世保市
伊万里市
武雄JCT

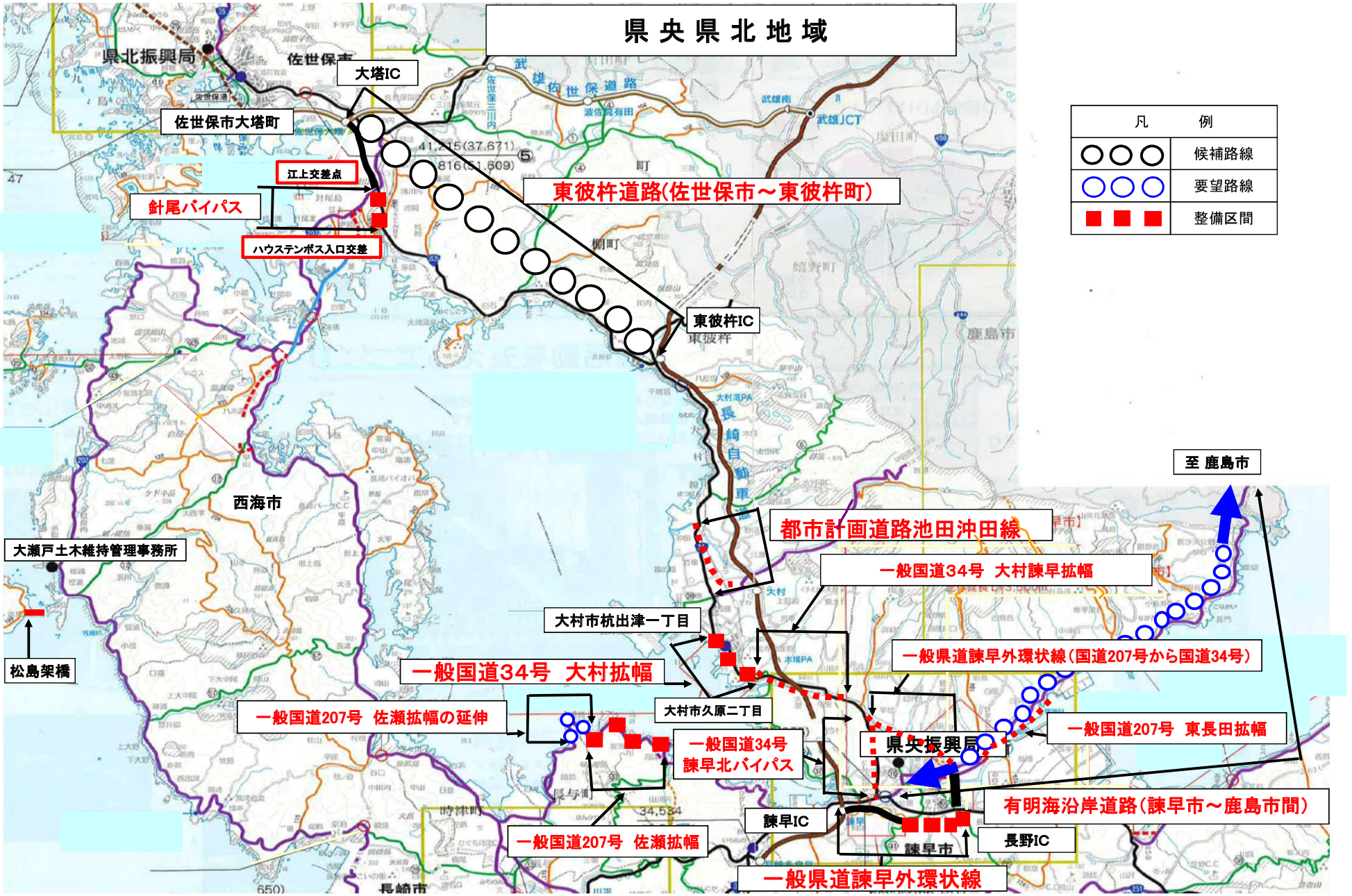
県央県北地域
凡例
候補路線
要望路線
整備区間
県北振興局
佐世保市
大塔IC
佐世保市大塔町
江上交差点
針尾バイパス
ハウステンボス入口交差
東彼杵道路(佐世保市～東彼杵町)
東彼杵IC
西海市
大瀬戸土木維持管理事務所
松島架橋
都市計画道路池田沖田線
一般国道34号 大村諫早拡幅
大村市杭出津一丁目
一般国道34号 大村拡幅
一般県道諫早外環状線(国道207号から国道34号)
大村市久原二丁目
一般国道207号 佐瀬拡幅の延伸
一般国道34号
諫早北バイパス
県央振興局
一般国道207号 東長田拡幅
有明海沿岸道路(諫早市～鹿島市間)
諫早IC
長野IC
一般国道207号 佐瀬拡幅
一般県道諫早外環状線
至 鹿島市

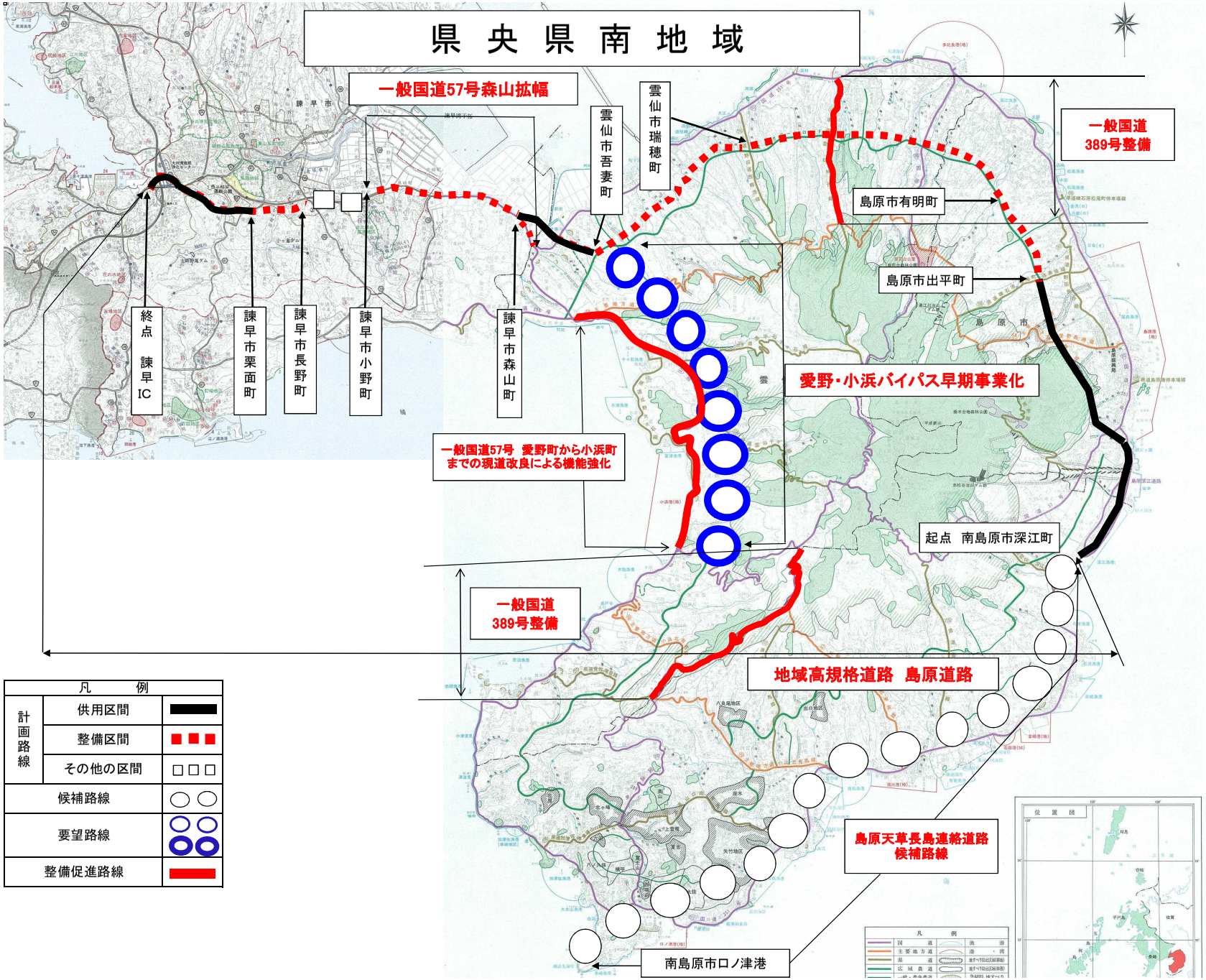
県央県南地域
一般国道57号森山拡幅
諫早市
雲仙市吾妻町
雲仙市瑞穂町
一般国道
389号整備
島原市有明町
島原市出平町
島原市
終点
諫早
IC
諫早市栗面町
諫早市長野町
諫早市小野町
諫早市森山町
愛野・小浜バイパス早期事業化
一般国道57号 愛野町から小浜町
までの現道改良による機能強化
起点 南島原市深江町
一般国道
389号整備
地域高規格道路 島原道路
島原天草長島連絡道路
候補路線
南島原市口ノ津港
凡例
計画路線
供用区間
整備区間
その他の区間
候補路線
要望路線
整備促進路線

壱岐・対馬地域

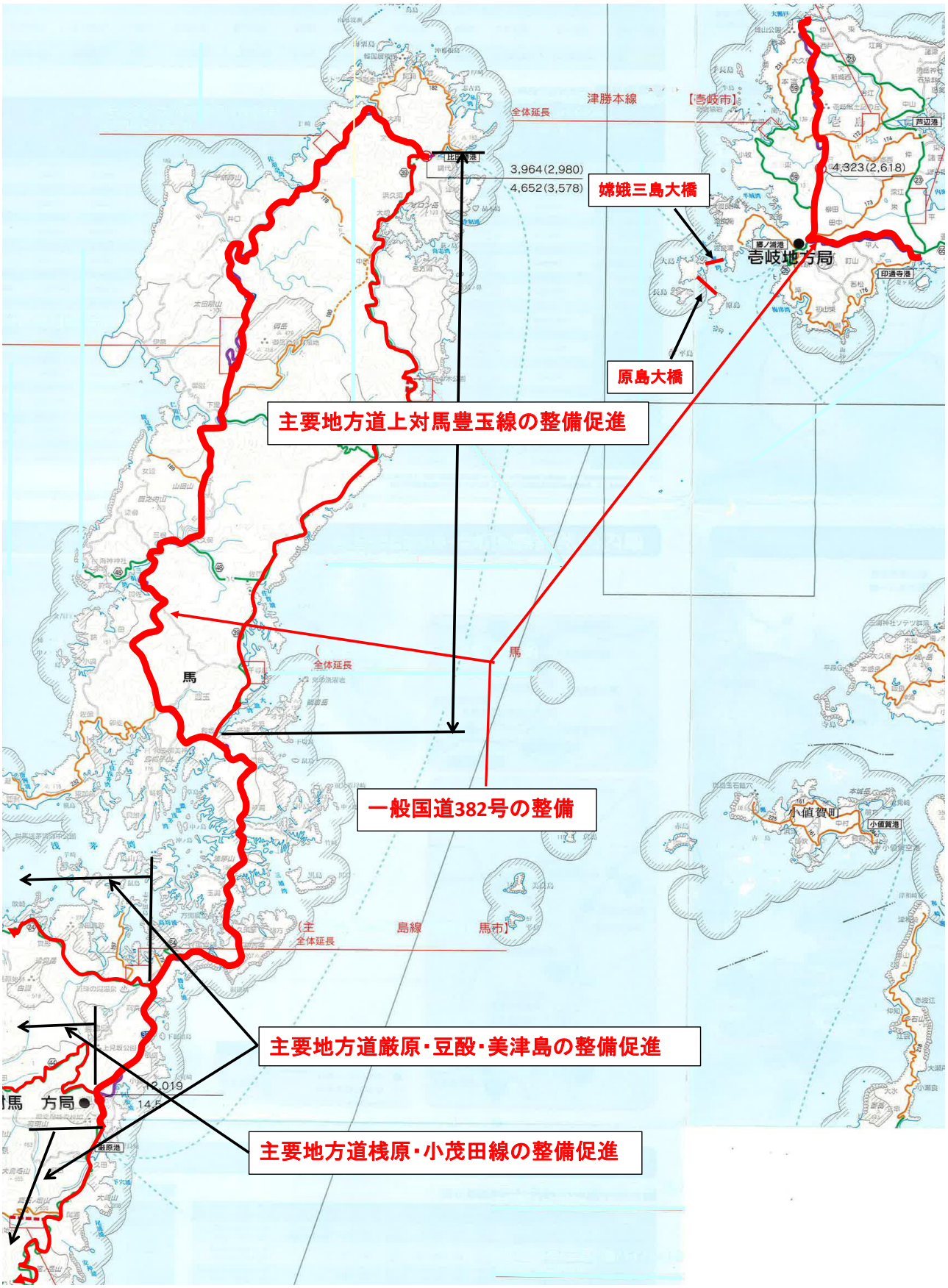

津勝本線
【壱岐市】
全体延長
3,964(2,980)
4,652(3,578)
4,323(2,618)
嫦娥三島大橋
壱岐地方局
原島大橋
主要地方道上対馬豊玉線の整備促進
一般国道382号の整備
主要地方道厳原・豆酘・美津島の整備促進
主要地方道桟原・小茂田線の整備促進

五 島 市 全 図

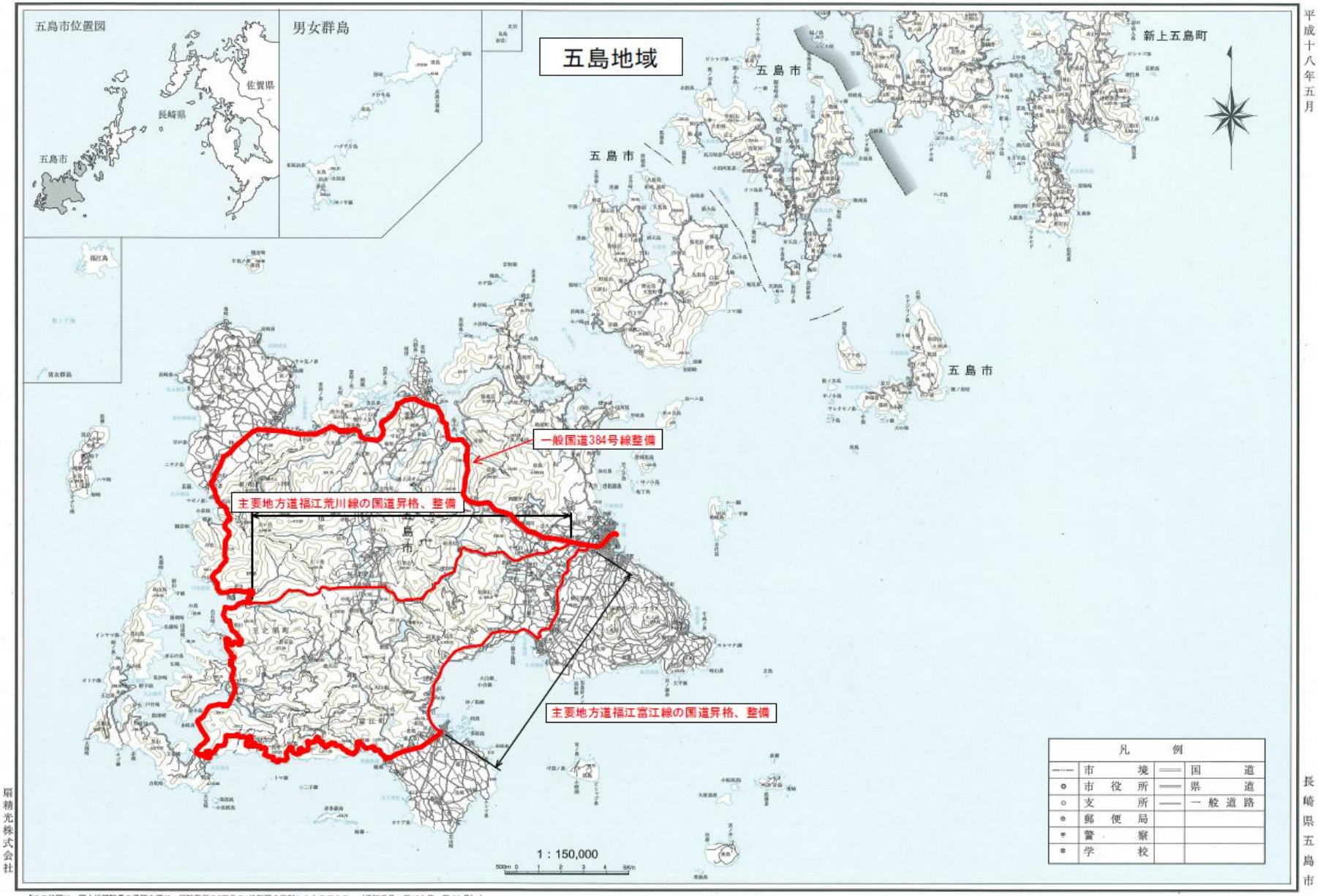

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。（承認番号　平18九複、第30号）」

平成十八年五月

長崎県五島市

扇精光株式会社

資料9-3

【大村湾の概要】

・沿岸延長　　３１３km

・湾の面積　　３２０㎢（約　南北２６km、東西１１km）

・水深　　平均１４．８m（最大５４m）

・流水人口　　１，０２１，５３２人

※長崎県市町別年齢別推計人口（R元年１０月現在）

・島の数　　５８（０．１ｈａ以上のもの）

第１０　農林水産業の振興に関する提言

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

１．農業の振興対策について

（１）経営所得安定対策について

経営所得安定対策は、地域農業を支える中心的政策である。

同対策は、担い手農家の経営安定に資するようゲタ・ナラシ対策を実施し、また食料自給率の維持向上を図るため、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物や、地域特産品野菜等の転作に対し助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会の構成員として実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

国においては、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図ること。

（２）農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

（３）有害鳥獣被害対策の予算確保及び早期の予算執行について

長崎県内における有害鳥獣による農作物被害金額は、ピークであった平成１６年度と比較すると平成３０年度で約２５％に減少したものの、イノシシによる被害は約１億４千万円と依然として深刻な状況にある。そのような中、各市は防護柵整備の拡充や、猟友会との連携による捕獲活動の強化等に取り組んできており、有害鳥獣被害対策支援の大きな柱となっている「鳥獣被害防止総合対策事業」は、継続的な取組みが不可欠であることから、充分な予算を確保すること。

（資料 10-1 参照）

（４）農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・農業用暖房器等の付帯設備・農業用機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後１０年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

（５）燃油高騰対策の強化について

現在、特例として措置されている農林漁業用Ａ重油に係る石油石炭税の免税・還付措置及び農林漁業用軽油引取税の免税措置については、農林漁業者の税負担軽減による経営の安定化を図るため、恒久的な制度とすること。併せて、漁業経営セーフティネット構築事業及び施設園芸セーフティネット構築事業の補てん金に係る国と生産者の負担割合については、一律３：１に見直したうえで、事業を継続すること。

（６）環境保全型農業直接支払交付金の予算の確保について

地球温暖化防止など自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援するための環境保全型農業直接支払交付金については、取組主体や取組面積が拡大する中、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

２．水産業の振興対策について

（１）養殖トラフグの消費拡大について

近年、中国から輸入される安価な養殖トラフグの供給過剰に伴い国産トラフグの価格下落を招いてきた。現在、ピーク時の輸入量から減少はしているものの、依然として国産養殖トラフグの価格に影響を及ぼしておりトラフグ生産者にとって厳しい状況は続いている。

このような状況の中、平成２８年９月に中国国内におけるフグ食の解禁が実現したが、中国国内において養殖され加工した製品の流通を認めるもので、天然魚や活魚、輸入品については対象外となっている。

こうした状況を踏まえ、中国や他国へのトラフグ食文化やトラフグ加工品のＰＲを行い、トラフグ輸出の解禁を働きかけるとともに、トラフグの輸出促進への支援を行い、養殖業者の経営安定を図ること。

（２）放置船等に関する対策について

船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念されるため、次のような対策及び制度の充実を図ること。

① 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化

② 登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認

③ 船舶購入時における登録制度の強化（係船許可証明、所有後の船舶売買の報告義務等）

（資料 10-2 参照）

（３）漁業就業者対策の充実について

「漁業就業者確保・育成対策事業」の新規漁業就業者研修期間終了後は、漁船取得など過大な出費があり、自らの漁業収入では生計が成り立たず、漁業を断念する就業者も少なくない状況である。農業においては営農開始後の支援制度があることから、漁業においても新規漁業就業者へ期限を定めた給付金（経営開始型）の支援制度を創設すること。

資料10-1

平成30年度　イノシシ被害額一覧（上位順）

【単位　金額:千円　被害面積:ha 被害量:t】

順位	市町名	金額	被害面積	被害量
1	佐世保市	35,069	32	235
2	長崎市	25,446	72	82
3	諫早市	17,464	16	93
4	平戸市	16,356	15	81
5	長与町	7,257	2	42
6	大村市	6,161	10	72
7	南島原市	5,461	4	54
8	松浦市	4,936	4	42
9	東彼杵町	4,303	5	19
10	雲仙市	3,893	6	18
11	波佐見町	3,031	3	14
12	五島市	2,294	2	14
13	佐々町	2,090	2	11
14	川棚町	1,814	3	8
15	小値賀町	1,587	3	88
16	西海市	1,582	3	8
17	対馬市	1,545	1	43
18	島原市	852	3	5
19	新上五島町	323	0	3
20	時津町	240	1	1
21	壱岐市	40	0	0
合計		141,744	187	933

資料10−2

放置船等に関する対策について関連資料

県内の放置船等の状況（漁港区域内）（Ｒ２．１．３１現在 調査）

長崎市	36隻
佐世保市	42隻
諫早市	0隻
大村市	1隻
対馬市	25隻
壱岐市	27隻
平戸市	133隻
松浦市	40隻
五島市	42隻
西海市	47隻
島原市	0隻
南島原市	27隻
雲仙市	35隻
合　計	455隻

第１１　地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

１．地域経済牽引事業への支援措置について

地方税を減免した自治体への普通交付税の減収補てん措置に関し、補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加すること。

（資料 11-1 参照）

２．九州地方整備局雲仙復興事務所による雲仙普賢岳溶岩ドームの崩壊影響に関する技術的検討の実施と同事務所の存続について

（１）対策の検討について

雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊に関する調査・観測及び対策検討委員会における検討結果をふまえ、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた「減災」の視点に立った対策の強化とともに、今なお微動している溶岩ドームの崩壊に関し、雲仙復興事務所の高度な技術力を駆使しさらなる検討を実施すること。

（２）防災監視・観測体制の強化・存続について

土石流及び溶岩ドーム崩壊に対する地元住民の懸念が払拭されない中、雲仙復興事務所を国の出先機関原則廃止の対象とはせず、地域住民の生命・財産を守るため、同事務所の防災監視・観測体制をさらに強化し存続させること。

資料11−1

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（通称：地域未来投資促進法）」（平成２９年７月３１日施行）

＜主な支援措置＞

①税制による支援措置

〇地方税の減免に伴う補てん措置

・固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん

（対象資産：土地、建物、構築物）

〇課税の特例

・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置

⇒機械・装置等：４０％特別償却、４％税額控除

⇒建物等　　：２０％特別償却、２％税額控除

②予算による支援措置

〇地域中核企業・中小企業等連携支援事業

・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援

〇地方創生推進交付金の活用

・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援

③金融による支援

〇資金供給の円滑化

・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期（２０年、７年以内）かつ固定金利での融資

・地域経済活性化支援機構、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設

④情報に関する支援措置

〇候補企業の発掘等のための情報提供

・地域経済分析システム（ＲＥＳＡＳ）等を活用

⑤規制の特例措置等

〇幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

・工場立地法の緑地面積率の緩和

・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

〇農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

〇事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

◆固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん措置の対象資産

対象資産：土地、建物、構築物

⇩

機械及び装置が補てん対象となっていない

第１２　地方自治体の円滑な行政運営に関する提言

地方自治体の円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

１．「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知の徹底について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、義務付け・枠付けの見直しが行われ、地方自治体自らの判断と責任において行政を実施することができるよう、条例制定権の範囲が拡大された。

このうち「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、当該基準を定めた省令が公布されれば、条例の改正を必ず行う必要がある。

しかしながら、この「従うべき基準」を定めた省令の公布時期が事前に周知されない場合もあり、特に地方において、議会中に急遽省令の改正がなされたために、条例改正の追加議案を提出する事態となっている。

ついては、地方の議会の開会期間等を考慮し、省令改正の内容や時期について、事前の周知を徹底すること。

２．自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供について

自衛隊から自衛官及び自衛官候補生の新規入隊募集事務で利用する目的で、自衛隊法及び同法施行令を根拠として、住民基本台帳の一部の写しの提供依頼があっている。

しかしながら、住民基本台帳法第１１条第１項には「閲覧させることを請求することができる」としか記載されておらず、依頼に応じることが困難であるため、当該写しの提供が可能となるよう、国において住民基本台帳法等の必要な法律改正を行うことを要望する。